

# 令和8年第2回千葉市議会定例会会議録（第6号）

令和8年6月18日（木）午前10時開議

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件  
日程第2 市政に関する一般質問

## ○出席議員

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 石 川 美 香 君   | 2 番  | 吉 川 英 二 君   |
| 3 番  | 茂 呂 一 弘 君   | 4 番  | 岳 田 雄 亮 君   |
| 5 番  | 須 藤 博 文 君   | 6 番  | 岡 崎 純 子 君   |
| 7 番  | 黒 澤 和 泉 君   | 8 番  | 野 島 友 介 君   |
| 9 番  | 山 崎 真 彦 君   | 10 番 | 大 平 真 弘 君   |
| 11 番 | 渡 邊 惟 大 君   | 12 番 | 桜 井 秀 夫 君   |
| 13 番 | 青 山 雅 紀 君   | 14 番 | 伊 藤 隆 広 君   |
| 15 番 | 前 田 健 一 郎 君 | 16 番 | 石 川 弘 君     |
| 17 番 | 小 坂 さ と み 君 | 18 番 | 三 井 美 和 香 君 |
| 19 番 | 渡 辺 忍 君     | 20 番 | 安 喰 初 美 君   |
| 21 番 | 梶 澤 洋 平 君   | 22 番 | 守 屋 聡 君     |
| 23 番 | 蛭 田 浩 文 君   | 24 番 | 伊 藤 康 平 君   |
| 25 番 | 阿 部 智 君     | 26 番 | 松 坂 吉 則 君   |
| 27 番 | 植 草 毅 君     | 28 番 | 岩 井 雅 夫 君   |
| 29 番 | 亀 井 琢 磨 君   | 30 番 | 田 畑 直 子 君   |
| 31 番 | 川 合 隆 史 君   | 32 番 | 麻 生 紀 雄 君   |
| 33 番 | 段 木 和 彦 君   | 34 番 | 佐々木 友 樹 君   |
| 35 番 | 盛 田 眞 弓 君   | 36 番 | 櫻 井 崇 君     |
| 37 番 | 森 山 和 博 君   | 38 番 | 酒 井 伸 二 君   |
| 39 番 | 小松崎 文 嘉 君   | 40 番 | 向 後 保 雄 君   |
| 41 番 | 宇留間 又 衛 門 君 | 42 番 | 中 島 賢 治 君   |
| 43 番 | 三 須 和 夫 君   | 44 番 | 石 井 茂 隆 君   |
| 45 番 | 米 持 克 彦 君   | 46 番 | 石 橋 毅 君     |
| 47 番 | 白 鳥 誠 君     | 48 番 | 三 瓶 輝 枝 君   |
| 49 番 | 中 村 公 江 君   | 50 番 | 野 本 信 正 君   |

## ○説明員

|       |           |        |           |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 市 長   | 神 谷 俊 一 君 | 副 市 長  | 那 須 一 恵 君 |
| 副 市 長 | 橋 本 直 明 君 | 総合政策局長 | 藤 代 真 史 君 |

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

|         |           |             |           |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 危機管理監   | 相 楽 俊 洋 君 | 総 務 局 長     | 中 尾 嘉 之 君 |
| 財 政 局 長 | 勝 瀬 光一郎 君 | 市 民 局 長     | 市 倉 秀 子 君 |
| 保健福祉局長  | 秋 幡 浩 明 君 | こども未来局長     | 大 町 克 己 君 |
| 環 境 局 長 | 堺 逸 樹 君   | 経 済 農 政 局 長 | 安 部 浩 成 君 |
| 都 市 局 長 | 鹿子木 靖 君   | 建 設 局 長     | 山 田 裕 之 君 |
| 消 防 局 長 | 市 村 裕 二 君 | 市 長 公 室 長   | 山 崎 哲 君   |
| 総 務 部 長 | 桑 本 茂 樹 君 | 教 育 次 長     | 中 島 千 恵 君 |
| 代表監査委員  | 神 崎 広 史 君 |             |           |

### ○議会事務局

|           |           |        |           |
|-----------|-----------|--------|-----------|
| 事 務 局 長   | 香 取 徹 哉 君 | 次 長    | 小名木 啓 一 君 |
| 議 事 課 長   | 安 西 雅 樹 君 | 議事課長補佐 | 佐 藤 大 介 君 |
| 議 事 班 主 査 | 岡 田 昌 樹 君 |        |           |

### ○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

1 若者支援について

（1）ヤング・ブレースレスについて

（2）奨学金返還支援について

2 手話リンクについて

3 緑区の諸問題について

（1）あすみ大通り街路樹による歩道や住宅への影響について

（2）イノシシ対策について

吉 川 英 二 君

1 災害時における防災井戸の役割と減災について

2 学校遊具の格差解消と子供たちのスポーツ環境について

麻 生 紀 雄 君

1 清掃工場について

2 廃棄物の不適正保管、不法投棄について

3 千葉市ふるさと農園について

岩 井 雅 夫 君

1 災害救助法に基づく救助実施市としての取組について

2 新たな斎場の整備について

3 産業用地整備について

4 消防団活動の充実について

中 島 賢 治 君

1 100万都市実現の見通しについて

- 
- |                         |   |           |
|-------------------------|---|-----------|
| 2 新湾岸道路について             | } | 米 持 克 彦 君 |
| 3 りんかい線と京葉線の相互直通運転について  |   |           |
| 4 羽田空港アクセス線（臨海部ルート）について |   |           |
| 5 稲毛海浜公園野外音楽堂の充実について    |   |           |
- 

- |                                                                                                                                                                  |   |           |   |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------|---|-----------|
| 1 弾道ミサイル等の緊急事態を想定した避難施設<br>であるシェルターの指定における取組について<br>(1) これまでの指定状況について<br>(2) 「国民の保護に関する基本指針の一部変更」<br>に伴う今後の取組について                                                | } | 伊 藤 隆 広 君 |   |           |
| 2 第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研<br>究大会で示された、「民法等の一部を改正する<br>法律（令和6年）の施行を踏まえた対応につい<br>て（文部科学省）」について<br>(1) 別居親の学校・園行事参加等に関する対応マ<br>ニュアルの例に示された内容について<br>(2) 本市の今後の対応について |   |           |   |           |
| 3 子育てしやすいまちづくりについて<br>(1) こども急病電話相談（シャープ8000）の受付<br>時間の延長に向けた取組について<br>(2) 美浜区における病児保育施設の整備について                                                                  |   |           |   |           |
| 4 高潮対策について<br>(1) 京葉線沿いの防潮堤について<br>(2) 避難計画の策定及び市民への周知啓発につい<br>て                                                                                                 |   |           |   |           |
| 5 黒砂橋交差点の渋滞対策について<br>(1) 進捗状況と今後の取組について                                                                                                                          |   |           |   |           |
| <hr/>                                                                                                                                                            |   |           |   |           |
| 1 介護サービス提供体制について                                                                                                                                                 |   |           | } | 三 井 美和香 君 |
| 2 外国人住民との共生について<br>(1) 外国人住民の地域社会への適応について<br>(2) 地域日本語教育の推進について                                                                                                  |   |           |   |           |
| <hr/>                                                                                                                                                            |   |           |   |           |
| 1 地域団体からの申請事務について                                                                                                                                                |   |           | } | 小松崎 文 嘉 君 |
| 2 出先機関での手続について                                                                                                                                                   |   |           |   |           |
| 3 企業立地と人口増加について<br>(1) 企業立地の状況について<br>(2) 企業立地が人口動態に及ぼす影響について                                                                                                    |   |           |   |           |
| 4 ごみの収集について                                                                                                                                                      |   |           |   |           |
| <hr/>                                                                                                                                                            |   |           |   |           |

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

---

**午 前 10 時 0 分 開 議****○議長（松坂吉則君）** これより会議を開きます。

出席議員は49名、会議は成立いたしました。

---

**日程第1 会議録署名人選任の件****○議長（松坂吉則君）** 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。32番・麻生紀雄議員、33番・段木和彦議員の両議員にお願いいたします。

---

**日程第2 市政に関する一般質問****○議長（松坂吉則君）** 日程第2、市政に関する一般質問を行います。なお、山崎真彦議員より一般質問を取りやめたい旨の申し出がまいっておりますので、御了承願います。

通告に従いお願いいたします。2番・吉川英二議員。

〔2番・吉川英二君 登壇、拍手〕

**○2番（吉川英二君）** 皆さん、おはようございます。公明党千葉市議会議員団の吉川英二でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に若者支援について伺います。

1つにヤング・プレースレスについて伺います。

本市は、千葉市こども・若者基本条例を制定し、昨年令和7年4月に施行しました。

この条例は、社会全体で子供や若者を育む気運を醸成し、施策を総合的に推進することにより、全ての子供や若者が権利を保障され、自分らしく生き生きと健やかに成長し、自立するとともに社会に参画していくための環境を整え、もって子供や若者一人一人が大人として将来にわたって尊重され、自己実現を果たすことができる社会の実現を図ることを目的としております。

今回、私は、基本条例の中の若者支援に絞って伺いたいと思います。近年、家庭環境の悪化、虐待、経済的困窮、あるいは孤独や孤立など、様々な事情から家に居場所がない、社会に頼れる大人がいないという厳しい状況に置かれた若者たち、いわゆるヤング・プレースレスの存在が深刻な社会問題となっております。若者支援は必要だという動きも少しずつ広がってきており、我が党の都議会議員も早い段階で関心を持ち、若者支援の拡充を東京都に働きかけ、昨年2025年、若者施策の関係者を集めた意見交換会を開催しました。また、同年、経済同友会とNPO法人との共催で若者の貧困解決に向けて、と題するパネルディスカッションが開催され、その後こども家庭庁に政策提言が提出されました。この政策提言がきっかけとなり、超党派の議員連盟が立ち上がり、課題解決に向けた取組が動き始めております。

ヤング・プレースレスは、既存の児童福祉と成人福祉の制度のはざまに落ち込みやすく、歌舞伎町のトー横に代表されるような夜の街やSNS上の危険なコミュニティに居場所を求める傾向があり、トクリュウと呼ばれる犯罪に手を染める可能性がある一方で、犯罪被害や搾取に巻き込まれる可能性もあります。これは、東京都だけのことではなく、本市においても、見えない形で孤立している若者たちが存在しております。彼らは、自ら進んで行政の窓口相談に来ることはほとんどありません。だからこそ、行政の側から手を差し伸べるアウトリーチや、

深夜でも安心して立ち寄れる一時的な居場所が必要であり、そのためには民間の支援団体との緊密な連携も必要だと思います。

また、就職氷河期世代の困難が、子供の世代にも影を落とし、貧困や孤立が連鎖しているという状況もあります。東京都豊島区で若者支援を行うNPO法人サンカクシャの荒井代表理事によると、15歳から25歳くらいを中心に年間250人以上の若者を継続してサポートしており、ほぼ毎日、全国から困窮する若者の新規相談が寄せられているとのこと。貧困や家庭内暴力、家庭不和、ヤングケアラーなど相談内容は様々ですが、共通しているのは安心できる居場所がないということです。

全国的にも若者支援団体は数が少なく、こうした課題に対する公的支援も、これまでほとんどありませんでした。日本では18歳を過ぎるとあとは自己責任とされがちで、支援の手は急激に細くなるという現状があります。確かに、高齢者福祉という言葉は聞いても、若者福祉という言葉はほとんど聞かれず、政策のターゲットに若者は十分に位置づけられてきませんでした。

先ほどのNPO法人サンカクシャが、相談をしてきた若者に昨年実施したアンケートでは、保険証を持っていないが26%、家賃が払えなかったことがあるが42%など、深刻な実態が明らかになりました。困窮する若者の課題は、かなり前からありました。既に2007年の時点でネットカフェ難民の問題が報道されていましたが、それでも深刻視されなかったのは課題が見えづらかった状況が考えられます。若者たちが繁華街や路上、公園等にいるのであれば問題は可視化できますが、実際は友人の家や、ネットカフェを転々としているという、見えない孤立による分かりづらい現状があります。

SNSで情報発信し、困ったら私たちに相談してくださいと呼びかけても、若者たちのほとんどは相談をしません。相談したいと思っている若者が少ないからです。相談を前面に出すのではなく、まずは若者が気軽に楽しく過ごせる交流拠点が必要であると考えます。

具体的には自分が行きたい時に、おしゃべりをしたり、本を読んだり、ゲームをしたり、自由にくつろげる場です。少しずつ元気が出てきた若者がこの人だったら話をしてもいいかな、頼ってもいいかなと思ってもらえる存在になることが大切だと思います。

そこで伺います。

1つに、本市における家庭や社会に居場所がない、ヤング・プレースレスと呼ばれる若者たちの現状についての本市の認識について。

2つに、千葉市こども・若者基本条例の施行後の、本市の若者支援の取組について。

3つに、若者が安心して過ごすことができる居場所の確保、充実に向けた本市の今後の取組について。

以上3点お示してください。

次に、奨学金返還支援について伺います。

私は、令和5年第2回定例会の一般質問において、本市独自の奨学金支援を設定すべきと訴えました。令和6年度より千葉市教育奨学金返還サポート補助金がスタートしました。令和7年第2回定例会の一般質問においては、市内企業や県と連携し、一般企業採用者にも返済支援を広げていくべきであると訴えました。当局からは、現在県において、中小企業が負担した奨学金返還額の一部を補助する制度の創設に向けた補正予算議案が審議されており、県の制度が開始された際には、市内企業に対し企業による代理返還制度の有用性を改めて啓発するとともに、県制度の活用について周知してまいりますとの答弁がありました。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

本市が、優秀な人材確保と教員不足の解消に向けた施策として、千葉市教員奨学金返還サポート補助金を令和6年度からスタートさせたことは、若者支援にもつながることから、大いに評価するところであります。一方で、人材確保の課題は教育現場にとどまらず、市内の中小企業や産業経済を支える民間企業においても、少子高齢化に伴う若手人材の不足、そして若者の市外、県外流出は深刻な問題となっております。一般企業に就職する若者支援として、本市も何らかの支援により優秀な人材を確保する必要があると考えます。

そこで伺います。

1つに、本市が令和6年度から実施している、千葉市教員奨学金返還サポート補助金の利用状況について。

2つに、教員向けのみならず、市内の多様な産業で働く若者や市内企業を支えるため、一般企業就職者を対象とした奨学金返還支援事業を実施すべきと考えるが、本市の考えについて。

3つに、千葉県が実施している中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業について、本市内の中小企業及び本市が積極的に進めている市内誘致企業、就活者に対して周知の強化、アピールをし、活用していくべきと考えるが本市の考えについて。

以上、3点お示しください。

2番目に手話リンクについて伺います。

障害のある方もない方も、お互いの個性を尊重し合いながら、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、デジタル技術を活用した情報アクセシビリティの向上として、手話リンクについてお伺いします。

本市では、令和7年、千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例を制定いたしました。この条例は、手話が独自の言語体系を持つ言語であるという認識に基づき、聴覚や発話に困難がある市民が、日常生活や社会生活において、円滑に情報を取得し、あらゆる場面でコミュニケーションを図る権利を保障するための、本市の強い決意の表れであります。

しかし、今なお聴覚や発話に困難がある市民には、自宅や外出先から市役所へ気軽に電話での問い合わせや相談ができないという不便さが存在しております。従来の電話リレーサービスは、利用者が事前に公的な登録手続を済ませておく必要があり、全ての市民が利用できる状況には至っていません。受付窓口へ手話通訳者を配置していただくことは確かに必要なことではありますが、本来電話で済むような用件までも窓口に行かなければならないという負担感が存在します。

こうした課題を劇的に解決する新たな仕組みとして注目されているのが、日本財団電話リレーサービスが令和7年4月から提供する自治体、法人向けのサービス、手話リンクです。これは、ホームページ上に手話電話の専用リンクボタンを貼りつけるだけで、利用者の事前登録を一切必要とせず、スマートフォンやパソコンから手話通訳オペレーターを介して、市役所の各担当部署へ直接ビデオ通話で問い合わせができる画期的なシステムです。この手話リンクを横浜市では今年の3月より、政令市としては全国で初めて、市役所のウェブサイト及び全18の区役所のホームページに一斉導入しました。これにより、手話を必要とする市民が、わざわざ区役所の窓口に通ずることなく、自宅にいながら手話を介しての行政相談ができる環境を構築し、高い評価を得ています。また、神奈川県警などでも導入が始まるなど、情報バリアフリーの標準装備として全国的な広がりを見せています。千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュ

ニケーション手段の利用を促進する条例を制定した本市は、この手話リンクを早急に導入すべきと考えます。

そこで伺います。

1つに、本市における聴覚や発話に困難がある市民からの問い合わせや相談の現状と課題について、本市の認識を伺います。

2つに、横浜市をはじめとする他都市の導入事例を踏まえ、本市においても手話言語の普及及び、障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の理念を具体化するため、事前登録不要の手話リンクを本市ホームページや行政区ホームページへのリンク貼りつけ導入をすべきと考えますが、本市の考えについて。

以上、2点お示しください。

3番目に、緑区の諸問題について伺います。

1つに、あすみ大通り街路樹による歩道や住宅への影響について伺います。

あすみ大通りは、緑区あすみが丘を南北に貫く美しい並木道として地域の景観を象徴する存在であり、住民の皆様にも親しまれてきました。しかし、整備から年月が経過した現在、街路樹の成長に伴う深刻な弊害が、地域住民の安全な歩行と一部の住宅に被害を及ぼす問題となっています。この問題は緑区の諸問題としておりますが、本市の計画的な街路樹の美しい景観の街づくりが、経年変化によって市民の安全な通行を脅かすという、本市に共通するインフラ課題であると思います。

第1の課題は、街路樹の根上がりによる歩道の段差や亀裂問題です。

あすみ大通りの歩道では、肥大化した樹木の根がアスファルト舗装や境界ブロックを激しく押し上げております。実際に私も歩いて歩道を確認しましたが、非常に多くの箇所で段差や亀裂が生じており、また過去に補修された多くの箇所にも段差や亀裂が生じているのを確認しました。また、街路樹の間隔が狭く、多くの街路樹が植えられていることも要因の1つではないかと考えます。あすみが丘9丁目周辺は、高齢者や子育て世代が混在している地域でもあり、この歩道の段差や亀裂は、高齢者や障害のある方のつまずき、転倒リスクを高めているだけでなく、ベビーカーやシニアカー、車椅子を利用する方々にとっても、通行を著しく妨げる大きな障壁となっております。

第2の課題は、近隣住宅地への被害です。

街路樹の根が地中深くではなく、横方向の私有地側へと伸び、近隣住宅の敷地内にまで侵入し、そのまま伸びてしまったケースです。既に伐採対応していただきましたが、今後同ようなケースが発生する可能性があると思います。地上部においては、枝葉が大きくなりすぎて住宅の敷地や窓に差し掛かるという日照障害や落ち葉被害だけでなく、台風時の倒木や枝折れの恐怖、防犯上や交差点における車両通行時の死角の発生などのケースがあります。

従来の対策は、不陸が起きた場所の根を切り取って再度アスファルトを敷き直す、あるいは苦情が出た枝を部分的に剪定するという、いわば都度ごとの応急処置に終始してきました。これでは根本的な解決にはならず、実際に補修箇所の再根上がりも発生していることから、市の管理コストを増大させると思われます。

ここで先進的な取組として、横浜市の取組を紹介いたします。

横浜市では単に舗装を直すのではなく、樹木の良い生育を維持しながら根上りを確実に防ぐ根系誘導耐圧基盤を用いた新工法、パワーミックス工法を標準的に導入しています。これ

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

は舗装の下に強度を保ちつつ空気や水を含み、根が育つ隙間がある特殊な基盤材を設置し、防根シートと組み合わせることで、根を歩道表面ではなく地中深くへと、安全に誘導する技術です。これにより歩道のフラットな状態を長期的に維持し、近隣住宅地への根の侵入を遮断することに成功しています。あすみ大通りの美しい景観を守りつつ、周辺住民の歩行のバリアフリーを確保するためには、こうした新工法の導入を検討すべきと考えます。

そこで伺います。

1つに、あすみ大通り街路樹による歩道や住宅への影響について、本市の認識と取組について。

2つに、従来の応急処置的な修繕を繰り返すのではなく、横浜市等で実績のある根系誘導耐圧基盤工法などの新技術を導入し、歩道の安全確保と住宅地への被害防止を両立する抜本的な対策を検討すべきと考えますが、本市の考えと今後の取組について。

以上、2点お示しください。

次に、イノシシ対策について伺います。

近年、緑区内の山林や農地だけでなく、住宅地や通学路、幼稚園周辺にまでイノシシが出没し、市民の安全な暮らしを脅かす深刻な事態が続いております。

私は、令和5年第4回定例会において、1つに近隣市と連携したイノシシの集中捕獲の強化、2つに子供たちの安全を守るため、イラストを多くした注意喚起チラシの刷新を求め、いずれも実施していただきました。また令和7年第2回定例会においては、1つに閉庁時の相談窓口体制の周知、2つに注意喚起看板設置等による効果的な周知を求め、いずれも実施をしていたいております。

本市はこれまでもイノシシの目撃情報の提供や予算額増による箱わな、括りわなの増設を行い、イノシシ対策を講じてこられたことは一定の評価をしております。しかし、それでもイノシシの出没情報が増加しており、住民の中には一向にイノシシが減っていないのではないか、住宅地や通学路等出沒エリアが広がっているのではないか、という強い不安を抱いておられる方も多くいらっしゃいます。

イノシシの対策におけるポイントは、やはり本市及び周辺地域のイノシシの個体数を確実に減らすという取組であります。そのためには、イノシシの個体数削減に向けた具体的な成果指標、すなわちK P Iを設定することが不可欠であると思います。いつまでに、どれだけ減らすのかという明確な目標数値があってはじめて、対策の効果検証と次の対策への取組が可能となります。しかし、現実的には個体数自体の把握が困難であるということがありますので、個体数のK P I 設定が不可能であれば、それ以外の何らかのK P I の設定が必要であると考えます。

また、市民目線で考えれば、本市が具体的な数量として、どれほどイノシシ対策に取り組んでいるのか、市民に見える化することも極めて重要であります。市民からは、イノシシの出没情報はあっても、市のイノシシ対策の効果や成果が見えないという声も伺っております。箱わなや括りわなの増設、それに伴う捕獲のための予算拡充を進めることはもとより、その取組の実績を市民に分かりやすく公開していくべきです。現在は、イノシシの出没情報や集中捕獲の実施情報は提供されておりますが、イノシシ捕獲頭数の具体的な成果情報は、ホームページに掲載されているものの、市民がよく見る出沒情報のホームページには掲載されておらず、分かりづらい情報提供となっております。市民がイノシシに関する市の取組を分かりやすく理解す



るためには、イノシシの出没情報とセットでしっかりと情報提供をしていくべきと考えます。

これにより市民も、これだけ捕獲が進んでいる、自分の地域はまだ対策が必要ではと、状況を一目で把握することができ、地域と行政の情報共有により、より一体となったイノシシ対策につながると確信いたします。

そこで伺います。

1つに、本市、特に緑区内における近年のイノシシの目撃や捕獲の状況について、本市はどのような認識と分析をしているのか。

2つに、本市におけるイノシシ対策において、個体数削減に向けた具体的なKPIを設定し、計画的な捕獲を進めるべきと考えますが、本市のイノシシ対策においては現在どのようなKPIを設定し、取り組んでいるのか。

3つに、市民に本市の取組を実感してもらい、地域との連携を深めるため、イノシシの出没情報と合わせた年度別のイノシシ捕獲頭数の情報提供による可視化を行うべきと考えるが、本市の考えについて。

以上、3点お示しください。

以上で1回目の質問を終了いたします。御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） ヤング・プレースレスについてお答えいたします。

まず、ヤング・プレースレスと呼ばれる若者たちの現状についての本市の認識についてですが、近年、家庭環境の悪化や虐待、経済的困窮など、様々な事情により居場所がない若者をヤング・プレースレスと名づけ、国においても超党派の議員連盟が立ち上がるなど、居場所のない若者への支援活動が広がりつつあることは承知しております。

本市におきましても、家庭や地域において安心して過ごすことができる居場所がなく、困難を抱える若者に対して支援が必要と認識しております。

次に、本市の若者支援の取組についてですが、令和7年4月に施行した千葉市こども・若者基本条例においては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して必要な支援に取り組んでいくことと定めております。

そこで、若者施策を体系的に推進していくため、本市が重点的に取り組むべき6つの施策の柱として、生活支援・経済支援、就労支援・能力開発、教育・学び、保健・医療、交流・仲間づくり、居場所・活動の6つを定め、それぞれの施策の方向性を整理した若者施策の推進に向けたアクションプランを令和8年3月に策定したところです。

今後はこれらの施策の方向性に基づき、若者支援につながる取組を段階的に実施していく予定です。

最後に、若者の居場所の確保に向けた今後の取組についてですが、今年度は、大学や公共施設等のスペースを活用し、市内2か所で若者の居場所づくりを実証的に取り組む予定であり、学年や年齢を問わず全ての若者を対象として、気軽に立ち寄ることができ、一人で過ごしたり、他者との交流やワークショップでの活動を行うなど、一人一人が自分のペースで自由に過ごすことができる場を提供してまいります。

現在、8月上旬に、千城台コミュニティセンターにおいて、実施できるよう調整を図っているところでございます。

本実証を通じて、若者の視点に立ったニーズや運営上の課題などを把握・整理し、今後の居

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

場所づくりの展開につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 奨学金返還支援についてのうち、所管についてお答えします。

千葉市教員奨学金返還サポート補助金の利用状況についてですが、令和6年4月採用者では2人、昨年4月採用者では8人に対して支援を開始し、現在、新たに本年4月に採用された対象者8人につきましては、補助対象となる採用2年目以降の支援開始に向け、準備を進めており、引き続き、丁寧な周知を行うなど、さらなる利用の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 初めに、奨学金返還支援についてのうち、所管についてお答えします。

まず、奨学金返還支援事業の実施に関する本市の考えですが、市内企業で一定期間就業することなどを要件とした、奨学金の返還支援は、企業の人材確保や定着に、一定の効果が期待できるものと考えております。

本市としては、新規学卒就職者の3年以内の離職率が高いなどの課題があることから、奨学金の利用の有無に関わらず、全ての若手従業員が能力を活かし、やりがいを持って企業で働き続けられるよう、リスクリングや資格取得など、入社後の人材育成やキャリアアップに重点を置いた支援を行っているところでございます。

次に、千葉県が実施する奨学金返還支援事業の市内中小企業や就職活動を行う学生への周知についてですが、県の支援事業は、企業の人材確保や定着に、一定の効果が期待できることから、本市が行う他の支援制度と併せ、市内企業に周知し、その活用を促してまいります。

具体的には、市ホームページへの掲載のほか、千葉市産業振興財団のアドバイザーによる企業の個別支援の際の制度紹介や、市内に立地を検討している企業向けの案内などを実施してまいります。

また、企業による奨学金の代理返還制度の導入が進む一方、制度自体を知らない学生もいることから、市内の大学を通じた周知啓発に努めてまいります。

最後に、イノシシ対策についてのうち、所管についてお答えします。

KPIの設定と取組についてですが、野生鳥獣による農産物や生活環境への被害を防ぐための基本方針や取組内容などを定める、千葉市鳥獣被害防止計画において、被害の軽減目標として、被害金額や被害面積を3割減少させることを掲げております。

具体的には、令和4年度の被害金額331万2,000円、被害面積1.35ヘクタールを、今年度末には231万8,000円、0.94ヘクタールに減らすことを目指して、各種、取組を実施しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 手話リンクについてお答えします。

まず、聴覚や発話に困難がある市民からの問い合わせや相談の現状と課題についてですが、本庁と各区に手話通訳者を配置しているほか、聴覚障害者の希望する場所への手話通訳者の派遣などを行っております。

電話など対面以外のコミュニケーションに対する支援は実施しておりませんが、関係団体か

ら特段の要望は受けておりません。

最後に、手話リンクの導入にかかる本市の考えについてですが、手話リンクは聴覚障害者の電話による意思疎通に対する支援として一定の効果があるものと認識しており、既に実施している他自治体の状況などを情報収集しつつ、庁内関係部局等と調整しながら研究してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） あすみ大通り街路樹における歩道や住宅への影響についてお答えいたします。

まず、本市の認識と取組についてですが、街路樹の根上がりによる歩道の段差や亀裂の発生、根が隣接する宅地内にある公共汚水ますの中に侵入した事例があり、改善すべき課題であると認識しております。

歩行者がつまずくおそれのある段差については、根切りを行った上で歩道を平坦に補修し、公共汚水ますに侵入した根については除去しております。

最後に、本市の考えと今後の取組についてですが、街路樹が、市民に親しみと誇りを持たれる存在であり続けるため、高齢化による倒木や根上がりなどの課題を解決し、良好な環境を保つ必要があると考えております。

市内には、まちのシンボルロードや、周囲に緑の多い道路、また、有効幅員が狭い歩道など、様々なケースがあるため、一律に評価することは難しいことから、モデル箇所を選定し、検証しながら進めていく方針としております。

まずは、シンボルロードのモデル路線としてあすみ大通りを選定し、周辺住民の皆様との話し合いはもとより、新技術の導入、景観への配慮など、様々な方面から在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） イノシシ対策についてのうち、所管についてお答えします。

まず、本市、特に緑区内における近年のイノシシの目撃や捕獲の状況に関する認識と分析についてですが、過去5年間の推移をみると、市内における目撃件数は、令和3年度の5件から7年度の110件へ、また、捕獲頭数は、3年度の116頭から7年度の218頭へ、ともに増加しています。

また、緑区においては、目撃情報が、令和3年度の4件から7年度の78件へと増加しており、市街地で目撃された事例もあることから、イノシシの生息域が拡大傾向にあるものと考えております。

最後に、イノシシ捕獲頭数の情報提供による可視化に対する本市の考えについてですが、イノシシ対策の推進にあたり、本市の取組状況を市民の皆様にご理解いただくことは重要であると考えております。

現在、イノシシに関するホームページで目撃情報、有害鳥獣に関するホームページで年度別の捕獲頭数をそれぞれ掲載しておりますが、今後、イノシシに関するホームページで目撃情報と合わせて捕獲頭数を掲載するなど、市民の皆様にとってより分かりやすい体系的な情報提供に努めてまいります。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 吉川英二議員。

○2番（吉川英二君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

2回目は順番を変えて、若者支援についてと緑区の諸問題については意見と要望を述べさせていただきます、手話リンクについては2回目の質問をさせていただきます。

1番目の若者支援についてのうち、ヤング・プレースレスについてです。

若者施策の推進に向けたアクションプランを3月に策定し、若者支援につながる取組を段階的に実施していく予定であり、今年度は大学や公共施設等のスペースを活用し、市内2か所で若者の居場所づくりを実証的に取り組むという、前向きな答弁をいただきました。

今後の若者支援の取組や、若者の居場所づくりの実証的な取組にあたっては、市内の子供、若者の居場所として、会派でも視察させていただいた、ちばユースセンターPRISMを運営している一般社団法人スパイスや、市内の各区、地域において子供、若者が安心して過ごせる居場所づくり等、若者支援に取り組んでいる団体との連携による取組を要望いたします。

次に、若者支援についてのうち、奨学金返還支援についてです。

千葉市教員奨学金サポート補助金利用者は着実に増えていること、また、一般企業への新卒就職者では、3年以内の離職率が高い課題解決に向けた、様々な支援を実施していることが確認できました。市内一般企業就職者を対象とした、本市独自の奨学金返還事業がない現状においては、県が実施している奨学金返還支援事業と、日本学生支援機構が実施している、代理返還制度を企業や市内大学への周知だけでなく、都内開催の一般企業の就職フェア等、あらゆる就職説明会等の機会を活用し、若者の奨学金返還支援策としての周知啓発を計り、結果として市内企業への優秀な人材確保につながることを要望いたします。

次に、3番目の緑区の諸問題についてのうち、あすみ大通り街路樹による歩道や住宅の影響についてです。

まずは、本市の現状の課題認識を確認いたしました。その上で、シンボルロードのモデル路線として、あすみ大通りを選定し、住民との話し合い、新技術の導入、景観の配慮等、様々な方面から在り方についての検討をしていただくとの、前向きな答弁をいただきました。

今後のあすみ大通りの街路樹対策の取組が好事例となり、本市の街路樹対策の全面展開につながる今後の取組を要望いたします。

次に、緑区の諸問題についてのうち、イノシシ対策についてです。

現状のイノシシ対策におけるKPIを確認しました。また、イノシシの目撃情報と捕獲頭数情報を同じホームページ上で掲載していただけるとの前向きな答弁をいただきました。今後も、様々な情報提供により、市民に見える形でのイノシシ対策を要望いたします。

2番目の手話リンクについてです。

答弁の対応としては、本庁と各区役所に手話通訳者を配置しているほか、聴覚障害者の希望する場所への手話通訳者の派遣などを実施している。電話など対面以外のコミュニケーションに対する支援は実施していないが、関係団体から特段の要望も受けていない。また、導入については一定の効果を認識しているものの、他自治体の状況などの情報収集と、庁内関係部局と調整しながら研究するという、後ろ向きとも取れる答弁内容でありました。

千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例を制定した本市としては、関係団体からの要望を受けてから動くのではなく、障害者差別解消法に定め

る合理的配慮の提供の観点からも、先進的な事例の模範となる、対面以外の手段により利用者の選択肢を増やすことについて、他自治体に先駆けて取り組むべきと考えます。また、市民に行かない窓口を推進している本市においては、聴覚障害者だけは例外で、窓口に行き手話通訳者を通しての対応しか選択肢がないということにもなります。もちろん複雑な内容の相談や申請、対面での対応が望ましい案件はあると思いますが、障害のあるなしに関わらず、全市民にとって窓口に行く、行かないの選択肢があり、電話利用を選択する権利があつて然るべきと考えます。

また手話リンクの導入コストは、初期費用がかからず通話料金のみです。ホームページ上にリンクを貼りつけるだけで導入ができ、利用者はそのリンクをクリックするだけで利用できます。行政側は、窓口職員の負担軽減、窓口配置の手話通訳者の負担軽減と配置コストの軽減にもつながり、市民は窓口に行かない時間と、コストの負担軽減にもつながります。

以上のメリットから、本市は手話リンクを導入すべきと強く考えますが、そこで伺います。

コミュニケーション支援の充実に当たり、手話リンクのような様々な手法を取り入れていくべきであると考えますが、市の見解について伺います。

以上で、2回目の質問を終了いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 手話リンクについての2回目の御質問にお答えします。

コミュニケーション支援の充実に係る本市の見解についてですが、窓口等での対面に限らず、電話その他のコミュニケーション手段に応じて必要な支援策を講じていくことは、情報アクセシビリティの観点から重要であると考えております。

手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の趣旨を踏まえ、多様な障害特性やニーズに応じることができるよう、コミュニケーション手段の提供体制の整備や充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 吉川英二議員。

○2番（吉川英二君） 答弁ありがとうございました。3回目は意見と要望を述べさせていただきます。

千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の趣旨を踏まえ、多様な障害特性やニーズに応じることができるよう、コミュニケーション手段の提供支援策として、手話リンクの導入を強く要望し、私の一般質問を終了いたします。御清聴いただきありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 吉川英二議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。32番・麻生紀雄議員。

〔32番・麻生紀雄君 登壇、拍手〕

○32番（麻生紀雄君） 皆さんおはようございます。立憲民主・無所属千葉市議会議員団の麻生紀雄でございます。

通告に従い一般質問を行います。

初めに、災害時における防災井戸の役割と減災についてです。

本市の減災対策、特に災害時における市民への情報発信についてお伺いいたします。

私はこれまで、災害時における正確かつ迅速な情報伝達の重要性を訴え、本市独自の千葉市

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

総合防災情報システムの整備などを、一般質問を通じて提案してまいりました。当局のこれまでの御対応により、システムが順次整備され、本市の災害に対するシステム基盤および市民への情報発信力は大変強化されたものと高く評価しております。

こうした中、国においては、大雨や河川氾濫、土砂災害などの危険度をより直感的に分かりやすく伝えるため、本年5月下旬から新たな防災気象情報の運用を開始いたしました。

スライドは新たな防災気象情報であります。

警報や注意報の名称にレベル4危険警報といった警戒レベルが付記されるなど、市民が自発的に避難を判断するための基準が明確化されたところであります。

しかしその一方で、長年なれ親しんできた気象情報の名称や体系が大きく変わることから、市民の間で一時的な混乱や情報の見落としが生じることが懸念されます。

そこで伺います。

新たな防災気象情報の市民への周知について、具体的な取組について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目以降は質問席にて行います。御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 本市では、制度変更に伴う市民の混乱を防ぐため、運用開始に合わせて市ホームページや防災ポータルサイトにおいて新たな防災気象情報の内容や主な変更点を掲載するとともに、X、LINE、ちばし安全・安心メールによる周知を行いました。また、市政だより6月号に、新たな防災気象情報の概要や警戒レベルごとの避難行動について掲載し、広く周知を図ったところでです。

今後も引き続き、各種広報媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、市政出前講座などの機会を通じて、新たな防災気象情報の内容について分かりやすく伝えるなど、市民の防災意識の向上と適切な避難行動につなげてまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 国の見直しでは、災害が発生する前日から警報級の可能性などがより早期に、分かりやすく発表されることとなりました。これにより、市としては空振りをおそれず、より早い段階から余裕を持った初動体制を整えることが可能となったと考えます。

そこで、この新たな防災気象情報の運用開始によって、本市の災害対応の見直しについて伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 新たな防災気象情報では、明日までの警報等の見通しである時系列情報を発表することとなり、災害発生のおそれがある前日には、警戒レベルに紐付いた情報が示されることとなりました。

このように早期に発表される事前情報が明確化されたことにより、本市としては、市民への注意喚起や避難情報等の発信、災害対策本部の事前設置など、より早い段階から対策を行うことが可能になったものと考えております。

今後も、気象庁や関係機関との連携を図りながら、新たな防災気象情報を有効に活用し、市民の安全確保に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 次に、6月3日の台風接近時における市内小中学校の臨時休校措置の

対応について伺います。

新気象情報により、千葉県内の船橋市、市川市、習志野市をはじめとする周辺の多くの自治体が、前日の段階で早々と市内一斉の臨時休校を決定、隣県の茨城県においても県内一斉休校の措置が取られたようであります。

しかしながら、本市においては地域や学校によって対応が大きく分かれ、早い学校では、前日の、12時15分には学校連絡アプリすぐーるで休校が通知された一方、判断が遅れた学校や、通常登校・登校時刻の繰り下げとした学校、全く通知されない学校もあり、保護者から、周りの市や隣の学校は休校なのに、なぜうちは休校にならないのかといった困惑と不安の問い合わせが、私のところにも大変多く寄せられました。教育委員会にもかなりの問い合わせの連絡があったと聞いております。

そこで伺います。

6月3日の臨時休校の措置を取った市内の小中学校は、それぞれ何校中、何校であったのか。また当日休校発表したのは何校か、伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 市立小学校の臨時休校は、108校中32校、市立中学校は53校中11校でした。そのうち、当日に休校を決定したのは小学校13校、中学校4校でございます。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 前日早々と休校を決めた学校がある一方で、判断に苦慮した学校もあったということは、現場の校長に判断が委ねられすぎていたのではないのでしょうか。

そこで伺います。

各学校が臨時休校や登校時刻の変更を判断するにあたり、どのような判断基準を示していたのか。また、各学校現場では、どのようなプロセスで判断がなされたのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 本市では、4月当初に各市立学校へ、気象警報発表時等における臨時休業等の基準を示しております。先月29日には防災気象情報の変更を受け、基準を一部変更いたしました。

その基準におきまして、市内一斉の臨時休業となるのは、当日の午前7時の段階で、暴風警報、暴風雪警報、暴風、暴風雪、大雪の特別警報、大雨浸水、土砂災害、高潮に関するレベル4危険警報またはレベル5特別警報が継続中の場合としております。

また、同じく午前7時の段階で避難指示が継続中の場合には、当該対象地域内に学区が含まれる市立小中学校は臨時休業となります。

一方で、これより前の休業判断につきましては、本市は市域が広く、地域ごとに気象状況や通学環境が異なることから、市内一律の対応ではなく、学校ごとの判断としております。

そのため、各学校は、前日段階ではハザードマップの内容や警報発表の予報等を踏まえ、あらかじめ休業の判断を行うとともに、当日におきましては、朝、学区内の冠水のおそれがある通学路や土砂災害警戒区域、浸水危険地域等の状況を確認の上、休業の判断を行いました。

今回は、本市の学校総合防災マニュアル等に基づき対応したものでありますが、御家庭への周知におきまして、いくつかの課題があったと認識をしております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 学校ごとに地域の地理的状況や通学路の危険性が異なることは理解い

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

たします。しかし、これだけ広域な台風において、船橋市ほか、近隣自治体の子供たちが前日から安全を確保されている中で、本市の子供たちや保護者だけが学校ごとの判断のばらつきによって翻弄され、危険な通学を強いられる、あるいは直前まで予定が立たずに混乱したことは教育現場における減災対応としては課題があったと思います。

そこで、今回のような広域災害の気象予測が出ている時に、学校ごとの裁量に任せるのではなく、他の自治体と同様に市内統一の休校見解を迅速に示すべきと考えますが、当局の受け止めと今後の改善に向けた見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 休業等の判断につきましては、児童生徒の安全を最優先としつつ、学習保障や保護者の就業状況にも配慮した対応を基本としております。

その上で、先ほど御答弁したとおり、当日午前7時より前の休業判断は、学校ごとに行っております。

しかしながら、今回の対応におきましては、地域の状況を踏まえた判断であったため、御家庭への伝達時間や内容に関して、学校ごとの対応に違いが生じたと把握しております。

今後は、危機管理部門と連携し、気象庁が発表する、明日までの警報等の見通しによる防災情報を踏まえた、前日判断の基準の整理を行うとともに、情報発信のタイミングや内容についても精査し、より適切な対応となるよう検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 今回を教訓に、子供たちを災害から守る判断基準をしっかりと検討してほしいというところを求めています。

さて、大雨による大規模災害には、上下水道の耐震化が大きく影響します。本市の下水道の耐震化率は約83%に達するなど、これまでの積極的な取組を高く評価するものであります。一方で、県が管理する上水道の耐震化率は約28.8%とのことで、その遅れが大変懸念されます。ひとたび大規模地震が発生すれば、本市における断水リスクは極めて高く、水の確保は一刻を争う課題です。能登半島地震をはじめとする過去の大災害でも、長期にわたる断水によって、多くの住民が水不足、特にトイレや衛生管理に使う生活用水の確保に甚大な苦しみを強いられました。

そこで、大規模地震等による断水時において、市民の命をつなぐ飲料水と、避難生活の衛生管理を維持するための生活用水について、市はそれぞれどのような確保方針を持っているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 飲料水につきましては、備蓄しているペットボトル入り飲料水、蛇口付き受水槽、給水車による拠点給水、飲料メーカーや小売業者等との災害時応援協定、国等からの支援など、複数の手段を組み合わせることで確保することとしております。

また、生活用水につきましては、非常用井戸や井戸付耐震性貯水槽により確保するとともに、井戸を所有する市民や事業者の方などに御協力いただき、防災井戸として指定しており、それら地域資源を活用しながら、生活用水の確保を図っております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 飲料水はもとより生活用水についても非常用井戸や民間の方々の協力を得るなど、重層的な確保の方針を持っていることは分かりました。



そこですば、市が主体として整備している公助としてのハード面について伺います。

非常用井戸及び井戸付き耐震性貯水槽の、整備状況について伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 非常用井戸につきましては、平成7年度から、市立小学校等を中心に58か所整備しており、井戸付き耐震性貯水槽につきましては、昭和54年度から、区役所、消防署、公園など、13か所に整備しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 非常用井戸は、平成7年度から、順次整備されてきたとのことですが、初期に設置されたものは既に30年近くが経過しており、いざ大震災が起きたその瞬間に、これらの設備が本当に動くのか不安が残ります。能登半島地震でも、せつかくの防災設備が破損やメンテナンス不足で使えなかったという事例が報告されています。

そこで伺います。

これら市が整備した非常用井戸等について、災害時における具体的な活用方法と、稼働の確実性を担保するための実効性の確保について、どのように取組を行っているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 災害時に確実に使用できるよう、定期的な保守点検を実施しております。

また、学校に設置している非常用井戸につきましては、機器の動作確認のため、各学校に対し定期的な水出し等をお願いしております。

さらに、非常用井戸は、避難所に設置しているマンホールトイレの水源としても活用するため、毎年、避難所開設、運営に従事する職員や一部の避難所運営委員会で、マンホールトイレの設営や使用方法に関する実地訓練を実施しております。

このように、施設の維持管理と訓練の両面から実効性の確保に取り組んでおり、今後も非常用井戸等を利用し円滑な応急給水が行えるよう努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 定期的な保守点検や、停電時を想定した燃料の確保など、実効性維持のための取組が行われているとのこととあります。

スライドを御覧ください。

こちらは非常用井戸であります。

こちら、ちょっとアップしますと、水道の蛇口のハンドルは外されております。非常用井戸は日常、水を出さないと水質の悪化、ポンプの故障やスクリーンの目詰まりのリスクがあることは指摘しておきます。

さて次に、本市が展開している防災井戸協力の家について、その制度の具体的な内容と、現在の登録状況について伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 防災井戸協力の家は、市民や町内自治会や事業者等が所有する井戸を防災井戸として指定し、災害時、近隣の方々に無償で井戸水を提供することに御協力いただく共助の仕組みです。

現在、市内で井戸を所有する方の申し出により、99か所の防災井戸を指定しております。

非常用井戸や井戸付き耐震性貯水槽と併せて、災害時、地域における生活用水確保のための重

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

要な取組として、引き続き指定数の増加に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 公助の井戸とあわせ、水源を重層的に確保する上で非常に有効な仕組みですが、この井戸が災害時に混乱なく機能するためには、運用のルールが明確でなければなりません。

そこで、災害時における具体的な運用の在り方と、さらなる登録件数の増加や、地域で活用しやすい仕組みづくりに向けた市の取組について伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 指定した防災井戸の利用にあたっては、井戸の管理者の指示に従うこと、定められた時間帯に利用することなど、ルールに基づき運用することとしており、所在地についても、市ホームページで確認できます。

災害時に防災井戸を利用していただくためには、地域の方々に、井戸の場所以外にも制度の趣旨や利用に関するルールをあらかじめ知っていただくことが重要であることから、様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 協力井戸や避難所の非常用井戸があっても、断水したらどこへ水を取りに行けばいいのかという意識がなければ宝の持ち腐れになってしまいます。

そこで、生活水の重要性や、身近にある非常用井戸、防災井戸協力の家、さらにマンホールトイレなどの役割について、日頃から市民へどのように分かりやすく周知しているのか、見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 令和6年1月の能登半島地震でも長期間の断水が発生し、生活水の確保が課題となりました。

これを踏まえ、令和6年12月に内閣府の示した指針では、トイレや入浴、清掃、洗濯などに欠かせない生活水の必要性が示されるなど、飲料水だけでなく生活水の確保の取組も重要であると認識しております。

このため、市民一人一人が飲料水だけでなく、トイレ環境や衛生環境の維持に必要な生活水を備えることの重要性を理解し、家庭や地域での備えにつなげていただけるよう、市政出前講座、地域の防災訓練、防災関連イベント、市ホームページ等、あらゆる機会を捉えて周知を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 最後に、地域全体の防災力をさらに引き上げるために、一歩進んだ共助への支援について伺います。住民自らが自分たちの地域に生活水の井戸を確保したいと立ち上がった際、市としての後押しが必要です。

そこで、地域住民や自主防災組織などが、自発的に井戸を整備・活用して生活水を確保しようとする際、市としてどのような支援制度があるのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 災害時、地域住民が協力して生活水を確保するため自主防災組織等において、身近な井戸の確保や井戸水の利用に必要な資機材を備えておくことは重要であると認識しております。

そのため自主防災組織資機材助成制度では、井戸水を使用するためのポンプやホースのほか、井戸水を運搬するための給水袋などについて、助成の対象としております。

今後も、国の指針の趣旨などを踏まえ、災害時の地域における生活用水の確保やその利用を支援し、地域防災力の向上を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） ポンプ等整備する際、既存の資機材助成の対象になり得るとの一定の前向きな答弁を示されたことは大変評価いたします。

しかしながら、同じ政令指定都市の事例に目を向けますと、例えば静岡市では、新たに防災井戸の掘削・新設する事業に対し、上限50万円の専用補助金を交付しています。また、相模原市や堺市などにおいても、井戸掘削やポンプ整備は市の補助制度によって強力に財政支援をしております。

本市における県管理の上水道の耐震化率はまだ非常に低い厳しい現状、そして能登半島地震の教訓を直視すれば、公助の58か所だけに頼るのには限界があります。他政令市の先進事例をふまえ、本市としても、市民や自主防災組織が自発的に水源を確保しようとする動きに、一歩踏み込んだ、井戸掘削への直接的な補助制度の創設を強く要望し、次の質問に移ります。

学校遊具の格差解消と子供たちのスポーツ環境について、初めに、市内の小学校におけるグラウンド劣化状況と児童の安全確保について伺います。

本市の宝である子供たちが、日々健やかに元気に活動する場所として、学校のグラウンドは極めて重要な役割を担っています。しかし、地域の保護者や学校現場からは、雨が降るとすぐに大きな水溜まりができ、何日も使えない芝生がグラウンド内にまで侵入・繁茂し、地面がデコボコになって危険であるという切実な声が寄せられています。児童が毎日、安心して全力で走り回れる環境を維持・管理することは、設置者である本市の基本的責務と考えます。

スライドを御覧ください。

こちらは芝生の自然侵入によりグラウンドの半分が覆われている様子です。運動会にもかなり影響すると言われております。

次のスライドは、学校現場が苦慮し、芝を焼くなどで、なんとかグラウンド内への侵入を防ごうと工夫されている様子が分かります。

そこで本市におけるグラウンドの経年劣化の認識とこれまでの改修実績について。また、これまで私も改修求めてきましたが、直近3年間での改修実績も合わせてお願いいたします。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 整備後30年以上が経過しているグラウンドが多く、土の流出による表面の凹凸や排水機能の低下など、経年に伴う不具合が生じている状況です。

このため、安全で良好な運動環境を確保すべく、凹凸のある表面を平滑にするための不陸整正を行い、水溜りが生じないよう排水性の高い砂への入れ替えなどの改修を平成7年度から進めており、これまで34校の改修を実施しています。

また、直近の改修状況につきましては、令和6年度は若松中学校、小中台小学校、特別支援学校の3校、昨年度は若松小学校の1校で整備を完了いたしました。今年度は、千城台東小学校の整備に向けて準備を進めております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 約30年間で34校の改修に留まっているということは、本市全体を鑑み

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

ますと、改修のペースが十分に進んでいるとは言えない状況であります。

そこで伺います。

グラウンドの大規模改修には、1校あたりどれほどの費用を要するのか、その目安をお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 改修費用は、側溝やフェンスなどの関連施設の改修の必要性により増減いたしますが、直近の実績を基に算出いたしますと、1平方メートルあたり約2万円の費用が必要となります。

平均的なグラウンド面積は、小学校が約8,000平方メートル、中学校が約1万2,000平方メートルであり、これを基に算出した工事費は、小学校で約1億6,000万円、中学校で約2億4,000万円となります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 次に、改修を予定している学校数は何校あるのか、あわせて、今後の整備に向けた本市の基本的な考え方についてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） グラウンドは、児童生徒の体力づくりや様々な体験学習の場であるとともに、学校体育施設の開放により地域のスポーツ活動の場としても重要な役割を担っています。

一方で、グラウンドの改修には多額の費用を要することから、限られた財源の中で計画的に進めていく必要があります。

全面的な改修が必要な校数は18校把握しており、各校の劣化状況や利用状況などを踏まえ、優先順位を定めたうえで、順次、整備に努めているところです。

併せて、国費の活用などにより、必要な財源の確保に努め、事業の円滑な執行を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 費用の課題や計画的な整備の重要性は理解いたしますが、子供たちの安全は待ったなしです。柔軟な予算措置を含め、計画の前倒しを強く要望いたします。

また、グラウンドの問題は日々のメンテナンスにもあります。近年、局地的な豪雨などにより、排水機能が低下したグラウンドでは、大雨のたびに表土が流出したり、乾燥時には砂埃が舞うなど、児童の運動機会の損失や周辺の住環境への影響が懸念されています。

また、せっかく大規模改修を行ったグラウンドであっても、適切に管理されなければ意味がありません。

スライドは、こちら先日6月3日の大雨直後の様子でございます。

このように排水溝に砂が溜まり、雨が降ると一瞬で池のようになります。水が引くまで数日かかっています。

そこで伺います。

グラウンドの側溝の詰まりに対し、どのように対処されているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） グラウンドの側溝の詰まりは、降雨時にグラウンド表面の土や落ち葉などが流れ込み、堆積することが主な原因となっております。

このため、各学校の用務員等に加え、必要に応じて保護者の皆様や地域団体の皆様の御協力を得ながら、土砂等の除去を行うなど、側溝の清掃作業を実施しているものと認識しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 学校単独での対応には限界があり、地域のサッカークラブチームといった方々が、ボランティアとして率先して土砂の撤去を行っているのが実態です。

地域の善意に頼り切るのではなく、行政として管理負担を軽減するための泥留めの設置や、定期的な清掃スキームの構築など、事後対応ではなく予防保全の観点に立った実効性のある対策の検討が急務であることを指摘しておきます。

次に、学校遊具の格差解消について伺います。

データに基づく学校遊具の長寿命化と、学校間における適正配置についてです。

本市では、行政のデジタル化および公共施設のアセットマネジメントを推進しています。しかし、学校遊具の管理においてはこれまで紙の台帳や目視による部分的な点検に留まり、市全体の客観的なデータ共有が進んでいませんでした。そこで、私は、令和4年第4回定例会の一般質問において、遊具の設置年月や点検状況を一元管理できるデータベースの整備、及び千葉市公園施設長寿命化計画等を参考にした維持管理・撤去・更新の基本方針の策定を求めました。これに対し教育委員会からは、日常的な維持管理方法、撤去、更新を含めた遊具の長寿命化のための基本方針の策定を検討していく旨の答弁をいただいております。

そこで、その後の進捗を確認する意味も含め、現在の状況を伺います。

遊具データベースで把握している、各学校における遊具の種類や設置数、児童数に対する遊具の割合、及び設置年数について伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） データベースで管理している遊具は、体育の授業や休み時間に使用する鉄棒やブランコ、滑り台のほか、バスケットゴールやサッカーゴールなど、学校に設置されている全ての遊具を対象としております。

ジャングルジムなどの大型遊具の設置数は、敷地面積等の関係から、1基から2基の学校が4校、3基から4基の学校が57校、5基から7基の学校が47校となっています。

また、児童数に対する遊具数の割合は、大規模校では211人に1基、適正規模校では112人に1基、小規模校では39人に1基となっており、学校規模により差がある状況です。

なお、設置年数につきましては、現状のデータベースには登録しておりませんが、今後、把握できるよう検討を進めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 提案から3年半が経過しているのにも関わらず、進捗状況としては極めて遺憾と言わざるを得ません。

設置年数が登録されていないという点は大きな問題です。都市公園の遊具であれば、耐用年数は木製17年、鋼製36年など、一定の使用見込み期間を定めた、千葉市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に管理されています。一方で、毎日子供たちが使う学校遊具には、既に設置から50年を超えるものがあると聞いており、いつ重大な事故につながるか保護者からも不安の声が上がっています。

さらに、児童数に対する遊具の割合が211人に1基の学校と39人に1基の学校があるという、

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

約5倍もの圧倒的な学校間格差があります。データの裏づけがないために予算配分の優先順位が不透明となり、結果として学校ごとの遊具環境の格差を広げる一因となっています。

限られた財源の中で、効率的かつ公平に遊具の修繕・更新を行い、学校間格差を解消するために、全ての学校遊具のコンディションを網羅したデータベースの構築が不可欠と考えます。

そこで伺います。

公園遊具の管理方法を参考にした学校遊具の維持管理について、学校間格差解消に向けてどのように舵を切るのか、当局の具体的な取組について伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 学校遊具につきましては、現時点では、公園遊具で策定している長寿命化計画と同様の計画は策定しておりませんが、遊具の耐用年数を考慮した計画的な更新と効率的な維持管理を行えるよう、公園遊具の管理手法を参考に、令和5年度から整備している学校遊具のデータベースに点検結果の情報を反映させるなど、効果的な管理の在り方について検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 前向きな答弁ありがとうございます。

ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思います。

格差解消の先にある遊具の拡充について、遊具は単なる遊び道具ではなく、子供たちの体力向上や多様な体の動きを身につけるための生きた教材です。

現在、大型遊具が1から2基しかなく、子供たちが休み時間に順番待ちで満足に遊べない学校がある一方、十分な数が揃っている学校もあります。これは、どの学校に通うかによって、子供たちの運動の機会、健全な成長環境に格差が生まれているということであります。

そこで伺います。

遊具が不足している学校や、遊具の種類が偏っている学校に対し、子供たちの運動機会を平等に保障するため、遊具の積極的な増設や更新を行うべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 学校遊具につきましては、校庭の面積などの違いもあり、全市立学校で同様の整備を行うことは課題がございますが、遊具の設置状況による児童の体験の違いが生じないよう配慮することは重要であると認識しております。

今後は、データベースに蓄積した情報や各学校の施設環境等を踏まえつつ、限られた財源の中で、予算の確保につとめ、可能な限り、遊具の充実を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、学校備品となっている体育の学習で使用する備品について伺います。

私は日頃から地域のスポーツ振興に携わる中で、市内小中学校体育館を利用する機会が多々あります。その際、跳び箱などの体育備品において、著しく老朽化が進んでいるものや、児童が安心して使用することが難しそうな状態のものを目にしており、安全な学習につながっているのか強い懸念を抱いています。また、保護者からはなぜうちの学校に逆上がり補助器がないのかと指摘され、設置されている学校と、そうでない学校があり、児童の技の習得において学校間で不平等を生じているのではないかと感じています。

そこで伺います。

小学校の体育授業で使用する備品は、何を基準に選定・購入されているのか、また、その安全管理はどのように行われているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 学習指導要領に示されている各種の運動の指導内容については、自己の能力に適した運動や技に取り組みながら、それらの楽しさや喜びに触れていくことが大切とされています。

そのため、各市立学校におきましては、鉄棒運動に限らず、各種の運動における自校の子供の能力に応じて、必要な体育備品を計画的に購入しております。

体育備品の安全管理につきましては、授業前に手で触ることや目視によって、日常的に安全点検を行っております。加えて、長期休業等の期間を利用して備品点検を学校職員で実施し、保管場所や安全性について確認しております。

なお、安全面で問題のある備品につきましては、管理職の判断の元で適宜修繕および廃棄しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 実際に学校現場に足を運びますと、当局の認識と裏腹に、適切に管理されているとは言い難い状態の備品が散見されます。

スライドを御覧ください。

若葉区内の全小学校を調査したところ、逆上がりの補助器がない小学校は3校ありました。設置されていても、スライドのように劣化が激しく、また壊れたままの状態のものもございました。

次のスライドは、かなり劣化しているバスケットゴールでございます。ちょっと危険性を感じました。

次のスライド、こちらは体操マットの表面が大きく破れ、中のスポンジが露出してしまっています。これでは児童が足を引っ掛けて怪我をしかねません。

このように、各学校で体育備品の管理状態が劣悪であったり、必要な配備数にばらつきがあったりするのは、教育委員会による一元管理がなされていないからではないでしょうか。今後、市として必須備品の種類、個数、保管状態について、統一的なガイドラインを策定した上で、全ての学校で適切な管理体制のもと、保管、配備されることを強く要望いたします。

続いて、これらの備品を購入、修繕するための学校配布予算について伺います。学校ごとの予算額の決定プロセスが不透明であり、予算が限られているため、安全性を欠く体育備品をだましまし使わざるを得ない学校もあるのではないかと懸念しています。各学校で体育学習の安全性を等しく確保するためには、適切な予算措置が講じられるべきであります。

そこで伺います。

小学校における体育備品の購入に充てられる学校配布予算の現状はどれくらいか、また、備品の新規・追加配備はどのような手順で行われているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 学校配布予算につきましては、各市立学校における消耗品や備品などの購入計画、児童生徒数などを考慮し決定しております。

各学校におきましては、学校運営に関わる経費全体のバランスを考慮しつつ、計画的に予算執行をしており、昨年度の備品購入費は、全小学校平均で約70万円となっております。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

体育備品の新規や追加配備につきましても、安全面を重視しながら、優先的に配備する備品を決め購入しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 学校配布予算が横ばいにも関わらず、備品購入費は令和4年の答弁における80万円から、令和7年度実績では約70万円へと実質的に減額しております。その中で、学校全体の小規模な消耗品や他教科の備品までをカバーしなければならないこの予算枠から、高額な体育備品や遊具の更新費用を捻出することは、現場にとって極めて重い負担です。

しかし、学校遊具、体育備品は、子供の命に関わる施設、設備です。これらは個々の学校のやりくりに委ねるのではなく、行政が主導する、長寿命化計画などの枠組みの中でしっかりと位置づけ、予算を担保して一元管理を行うべきと考えます。

当然、一斉に更新を進めるには財源の確保が大きな課題となることは理解しております。例えば、他自治体では先進事例のようにふるさと納税の使い道として、子供たちのスポーツ環境・遊具の充実を明確に掲げて寄付を募る手法や、特定の学校の環境改善に向けた、ガバメントクラウドファンディングの活用なども選択肢と考えます。

本市の宝である子供たちが、どの学校に通っていても、安全で充実した環境の中で健やかに体を動かし、のびのびと成長できるよう、教育委員会、そして市長部局が一体となった財源確保と環境整備の抜本的な強化を強く要望し、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。28番・岩井雅夫議員。

〔28番・岩井雅夫君 登壇、拍手〕

○28番（岩井雅夫君） 皆さんおはようございます。自由民主党千葉市議会議員団の岩井雅夫でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

初めに、清掃工場についてお伺いします。

本市の一般廃棄物処理施設については、市民生活を支える重要な都市インフラであり、地元の皆様の御理解と御協力のもと、安定的な運営が図られております。

現在、焼却施設については、本年4月に本稼働した北谷津清掃工場と北清掃工場の2工場運営体制により、可燃ごみの処理を担う一方、新港清掃工場はリニューアル整備のため停止していると聞いております。

令和13年に新港清掃工場が再稼働すると、北清掃工場が稼働を停止すると考えられます。

北清掃工場は平成8年の稼働開始以来、31年にわたり本市のごみ処理を担ってきた焼却施設であります。

北清掃工場の整備に当たっては、当時、千葉市では焼却施設として、新港清掃工場と北谷津清掃工場が稼働しておりましたが、将来の人口増加や経済活動の活性化等によるごみ量の増加が見込まれる中、既存の工場のみでは、施設の老朽化等による処理能力の低下、定期整備であるオーバーホール等による施設の停止、季節的なごみ量の変動などにより、可燃ごみの全量焼却の対応に限界があったことから、処理施設の分散化による効率的な収集体制、長期的に安定した処理体制の確立を目的として計画されたものと伺っております。

また、建設過程においては、昭和63年に着工されましたが、一時的に工事を中断したことも



あり、竣工予定であった平成4年から4年後の平成8年に竣工したものと承知しております。

こうした中、新たな北谷津清掃工場の本稼働に伴い、市のごみ処理体制がどのように変化したのか、また、北清掃工場の今後をどのように考えているのか、気になるところです。

そこで3点お伺いします。

1点目に、北谷津清掃工場と北清掃工場との2清掃工場運用体制について。

2点目に、稼働を停止した新港清掃工場は今後どのように整備、運営していくのか。

3点目に、新港清掃工場リニューアル整備後の北清掃工場の在り方についてお聞かせください。

次に、廃棄物の不適正保管、不法投棄についてお伺いします。

市内を回っていると、鋼板で囲まれた事業場の中に、コンクリートなどが積み上げられているところや、空き地のようなところに何か詰められたフレキシブルコンテナバッグ、いわゆるフレコンと呼ばれる袋が大量に保管されている状況などを見かけることがあり、私のところにも住民から相談が寄せられることがあります。

当初は、近年話題となっている金属スクラップヤードなのかなと思っておりましたが、よくよく調べてみると、建設廃材などの廃棄物の保管場所ということが分かりました。

このような保管場所においては、廃棄物を扱う作業に伴い、騒音や振動に始まり、臭気や粉塵といった周辺の生活環境を著しく損なう事例が散見されております。

さらに、不適正な焼却行為により近隣住民への迷惑の事例もあると伺っております。

また、一方で作業が行われていない場所においては、しっかりと誰かが適正に管理しているのであれば良いのですが、中には管理者についての掲示板などもなく、長期間そのままになっている場所もあり、保管なのか不法投棄なのか判断がつかないケースがあります。

付近の住民にとっては、資材の保管とも、不法投棄された廃棄物とも分からないものが、いつになったら片付くのか、これからごみの山ができてしまうのではないかと不安が増していくばかりであります。

また、屋外に置かれたフレコンの袋などは数年で劣化して破れてしまいます。

その結果、中身が飛散し、市民の生活環境に悪影響を与えることなどは、当然の事ながら、あってはならないことであります。

金属スクラップヤードについては、全国に先駆けて令和3年に条例を作り、厳しい保管の指導を行っていただいていることを存じておりますが、このような廃棄物の保管については、法律や条例などでどのような決まりがあり、どのような対応を行っているのでしょうか。

また、人気のない路上や空き地などには、明らかに保管ではなく捨てられたと思われる家財道具や家電製品などを見かけることがあり、地域住民から現地を見てほしいという相談が私に寄せられ、今後、現地の状況を把握した上で、行政の方々にも対応をお願いしたいと思っています。

このような廃棄物の不適正保管や不法投棄を放置すると、ごみのごみを呼び、生活環境の悪化につながるのではと懸念されるところです。これは花見川区に限った話ではなく、市域全体に言えることかと思います。

そこで3点お伺いします。

1点目に、発生した廃棄物を保管する場合の基準や手続について。

2点目に、廃棄物不適正保管に関して、近隣住民からの苦情の状況と市の対応状況について。

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和 8 年第 2 回定例会会議録第 6 号（6 月 18 日）

3 点目に、不法投棄対策の現状と今後の対応についてお聞かせください。

最後に、千葉市ふるさと農園について伺います。

本市の農業を取り巻く環境は、農業経営者の減少や高齢化の進展に加え、担い手の不足や農地の減少等により、持続性が低下するなど大変厳しい状況にあります。さらに、緊張状態が続く中東情勢の影響による、生産資材価格や光熱水費の高騰など、急激な社会情勢の変化が農業経営に深刻な影響を与えています。また、市街地近郊では農業に触れる機会が減少しており、特に子供や若い世代にとって農や自然との関わりが希薄になりつつあります。

こうした中、花見川区三角町にある千葉市ふるさと農園は、市民が農業や自然に親しみ、学び、交流することのできる貴重な拠点として、大きな役割を果たしております。また、農業体験や各種講座、イベントなどを通じ、市民の農林業への理解促進や、地域コミュニティの形成にも寄与する場として地域の住民に親しまれています。

ふるさと農園には、指定管理者制度が導入されておりますが、現在の指定管理者による運営を開始した直後の令和 6 年第 2 回定例会において、指定管理者の円滑な移行に向けた取組や、移行後の運営方針について質問させていただきました。

その際には、周辺住民、利用者への丁寧な説明会の開催により理解醸成を図るとともに、実践的な農林業に対する理解を深める場や、本市の農林業に携わる人の裾野を広げるための拠点施設となるよう、栽培、収穫を行う実践的な体験講座や、生産者と消費者が集うマルシェの開催などに取り組んでいくとの御答弁をいただきました。

新たな指定管理者による運営開始から 2 年が経過しましたが、多様な農林業体験教室やマルシェの開催など、ふるさと農園の魅力向上に向けた努力がなされていると感じます。

一方で、施設全体を見ると、開園から長い年月が経過していることもあり、老朽化が進んでいる箇所も見受けられます。

利用者が安全かつ快適に施設を利用していくためには、適切な維持管理に加え、時代のニーズに合わせた施設改修や機能向上も必要であると考えます。

今年度は、園内にある長屋門と、水車小屋の解体工事を実施すると伺っており、解体後の跡地を活用したにぎわいづくりに取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで 3 点伺います。

1 点目に、現在の指定管理者による事業実施状況について。

2 点目に、今年度予定している施設の解体理由とスケジュールについて。

3 点目に、施設解体後の跡地を活用したさらなるにぎわい創出についてお聞かせください。

以上で 1 回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 初めに清掃工場についてお答えします。

まず、北谷津清掃工場と北清掃工場との 2 清掃工場運用体制についてですが、市内の家庭や事業所から排出される可燃ごみについては、それぞれの工場の処理量の計画に基づいて、収集業者と搬入量の調整を行い、安定的かつ適正に処理を行っております。

また、北谷津清掃工場は、シャフト炉式ガス化溶融方式を採用しており、ごみを熔融処理することで、スラグやメタルとして再資源化しているほか、北清掃工場で発生する焼却主灰についても、本年 4 月から北谷津清掃工場に運搬し、合わせて再資源化を行っております。

次に、稼働を停止した新港清掃工場の今後の整備・運営についてですが、新港清掃工場につ

きましては、本年4月に既存建屋を再利用してプラント設備等を更新するリニューアル整備に着手したところであり、今後、令和13年度の再稼働に向け、詳細設計、既存設備の撤去、プラント設備の新設などを進めてまいります。

リニューアル整備後の新港清掃工場は、これまで通り可燃ごみを適切に焼却処理するほか、これまで行っていた主灰の電気溶融をせず、北谷津清掃工場で溶融処理することにより、工場内での電力消費を抑えるなど、より効率的な運営が可能となるものと見込んでおります。

次に、新港清掃工場がリニューアルした後の北清掃工場在り方についてですが、北清掃工場については新港清掃工場の稼働に合わせ、令和12年度末に稼働を停止する予定としており、新港清掃工場の再稼働後は、本年4月に本稼働した北谷津清掃工場と新港清掃工場の2清掃工場運用体制で市内の可燃ごみを処理することとなります。

一般的に、清掃工場の耐用年数は20年から30年程度とされておりますことから、北谷津清掃工場と新港清掃工場の老朽化を見据えたごみ処理体制につきましては、将来的な検討課題と認識しており、現在の3用地2清掃工場運用体制を踏まえつつ、地元からの御意見なども伺いながら、今後、時機を捉えて検討してまいります。

次に、廃棄物の不適正保管、不法投棄についてお答えします。

まず、発生した廃棄物を保管する場合の基準や手続についてですが、事業活動に伴い発生した産業廃棄物については、処分するまでの間、廃棄物処理法に基づき適正に保管することが義務づけられており、生活環境への支障がないよう対策を施すことが定められております。

具体的な対策としては、崩落防止のための高さ制限、飛散流出対策、汚水の発生防止措置、悪臭防止措置等が挙げられます。

また、建設工事に伴う廃棄物については、工事の元請業者が事業場外で300平方メートル以上の保管を行う場合は、市に届出が必要となります。

次に、廃棄物の不適正保管に関する近隣住民からの苦情と市の対応状況についてですが、昨年度は産業廃棄物の不適正保管に関する苦情は14件となっております。

ごみの種別としては、建物の解体に伴う建設系廃棄物が多く、住居の近隣に保管場があること自体への不満や、重機の作業による騒音や粉塵の飛散に関する苦情が寄せられております。

廃棄物の不適正保管を確認した場合は、事業者を特定した上で、適正保管や計画的な廃棄物の処分のほか、作業にあたっては近隣の生活環境に配慮するよう指導しております。

最後に、不法投棄対策の現状と今後の対策についてですが、投棄されたごみの量が多いほど処理が困難となりますため、早期発見、早期是正が重要と考えております。

そのため、パトロールや監視カメラの設置に加え、郵便局やトラック協会、タクシー協会、廃棄物適正化推進員から寄せられる情報を活用し、速やかな状況の把握に努めているところでございます。

また近年は、産業廃棄物に比べ、道路脇の民地や河川敷への一般廃棄物の不法投棄が多く発生していることから、土地所有者に対し土地の管理を徹底するよう指導するとともに、不法投棄防止看板の設置など再発防止策の助言を行っております。

今後も引き続き、速やかに現場を確認の上、不法投棄の行為者の特定につながる情報を調査し、撤去指導を行うとともに、土地所有者への指導や助言を行うなど、ごみがごみを呼ばない環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 千葉市ふるさと農園についてお答えします。

まず、現在の指定管理者による事業実施状況についてですが、実践的な農林業体験ができる場として、3種類の農林業体験教室を開催しております。

第1に、季節に合わせた栽培講習会などを通年で実施するファームスクール。

第2に、幼児や小学生のいる親子をターゲットに、自然や農をテーマとしたワークショップを実施するキッズスクール。

第3に、季節ごとの手仕事や生活の知恵を学ぶ講座やワークショップを実施するライフスタイルの3種類でございます。

このように、ニーズに対応した多様なプログラムを提供することで、身近に農林業体験や自然体験ができる場として、ファミリー層を中心に高い評価をいただいております、リピーターも増加しております。

また、毎月最終日曜日に、市内農家や飲食店、雑貨店などの出店者が集うマルシェを開催するとともに、昨年10月には拡大版として、ふるさとフェスを開催することで、ふるさと農園の認知度向上と来園者の増加につなげており、昨年度は全体で11万8,628人の来園がございました。

次に、今年度予定している施設の解体理由とスケジュールについてですが、田園エリアの入口にある長屋門とエリア内にある水車小屋について、設置から35年以上が経過し老朽化による危険性もあることから、解体を行うことといたしました。

スケジュールについては、夏頃の着工に向け、現在、施工事業者の選定手続を進めているところで、年度内の工事完了を見込んでおります。

最後に、施設解体後の跡地を活用したさらなるにぎわい創出についてですが、長屋門跡地については田園エリアへの入口として、中央部分を園路として整備するとともに、その両側に花壇を配置する予定です。また、開放的な空間となることを活かし、隣接する都市エリアを中心として開催しているマルシェの拡大を検討しております。

水車小屋跡地については、植栽つきのベンチを設置し、来園者が高台から田園エリア全体を展望することができる休憩場所とする予定でございます。

いずれの跡地も、地域の皆様方の御意見を伺いながら有効に活用し、さらなるにぎわい創出に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 岩井雅夫議員。

○28番（岩井雅夫君） 御答弁ありがとうございました。2回目は意見と要望を申し上げます。

初めに、清掃工場についてです。

北谷津清掃工場が本稼働したことにより、処理方法の異なる2つの清掃工場を効率的に運用して、今までよりも再資源化する焼却灰の量を増やして、最終処分量を減少させていこうとしていることが分かりました。

また、現在リニューアル整備中の新港清掃工場では、これまで行ってきた電気溶融をせずに、北谷津清掃工場で焼却灰を溶融処理することにより、工場内での電力消費を抑え、より効果的な運営が見込まれるとの答弁でした。

これらの取組は、高く評価できると思います。

最後に、これから、北谷津清掃工場、新港清掃工場の2清掃工場運用体制後のごみ処理体制を検討していくとのことでした。

焼却ごみを削減することは大変重要であり、そのため様々な施策を展開していることは承知しておりますが、それでも100万人近い人口を抱えた本市では、年間20万トン以上の可燃ごみが発生しており、これを日々安定的に処理するためには、清掃工場は市民を支える上で欠かせない生活インフラと考えます。

さらに、清掃工場を運営するためには、地元の皆様の御理解が不可欠であることから、今後も将来にわたり適切に可燃ごみを処理できるよう地元の意見を尊重して検討を進めていただきたいと思います。

次に、廃棄物の不適正保管、不法投棄についてです。

廃棄物の保管に関しても法律に基づく保管の基準や届け出の義務があるということが確認できました。

近隣にある廃棄物の保管場が不適正な保管をしていた場合、是正されない限りそこに住んでいる住民は安心して暮らすことができませんので、市当局には適正保管について事業者指導に尽力していただきたいと思います。

また、不法投棄については、早期発見、早期是正が重要であるということから、市民や協力団体からの情報を有効に活用し、速やかな対応を心がけていただきたいと思います。

私が見ている限りでは、民有地だけでなく道路や河川敷などの公共が管理している土地と思われるところにも不法投棄が行われています。市当局においても、関係部局で問題が大きくならないうちに早期に連携し、不法投棄の未然防止や早期発見、早期是正に努めていただくようお願いいたします。

最後に、千葉市ふるさと農園についてです。

現在の指定管理者において農業体験教室やマルシェなど、多様な事業展開に積極的に取り組むことで、多くの来園者を集め、ふるさと農園の魅力や認知度の向上につなげているとのことでした。

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民が農業や自然に触れ、学ぶことのできる場の重要性は今後ますます高まっていくものと考えます。

特に子供たちや若い世代が農や自然に親しむ機会を持つことは、本市農業への理解促進だけでなく将来の担い手育成の観点からも大変意義深いものです。

また長屋門や水車小屋については、安全面に配慮して解体を進めるとのことですが、その跡地については単なる空きスペースとしてでなく、マルシェの拡大や休憩空間の整備など、新たな交流やにぎわいを生み出す場として活用していくとのことであり、大いに期待しております。

今後も、地域住民や利用者の声を丁寧に取り入れながら、誰もが気軽に訪れ、農や自然を身近に感じられる魅力ある施設づくりを進めていただきたいと思います。

私も、引き続き現地を訪れ、時には季節ごとのイベントなどにも参加させていただきながら、より多くの人に農業への関心を持ってもらえるよう、ふるさと農園の魅力を広く発信していきたいと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 岩井雅夫議員の一般質問を終わります。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午 前 11 時 45 分 休 憩

午 後 1 時 0 分 開 議

○議長（松坂吉則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。42番・中島賢治議員。

〔42番・中島賢治君 登壇、拍手〕

○42番（中島賢治君） 自由民主党千葉市議会議員団の中島賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は、これまで一貫して、市民の皆様元気ですかと声をかけながら、地域を歩いてまいりました。その言葉には、市民の皆様の暮らしの現況を知り、地域の声を市政に届けるという思いを込めております。

市民が元気なら、地域が元気になる、地域が元気になれば、千葉市も元気になる。その信念のもと、本日も現場でお聞きした市民の声を踏まえ、市民生活の向上と、本市のさらなる発展を願い、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、災害救助法に基づく救助実施市としての取組について、お伺いいたします。

近年、全国各地で台風や線状降水帯による豪雨災害、大規模な地震災害が頻発、激甚化しており、本市においても、風水害や地震への備えがますます重要となっております。

大規模災害時の被災者の救助を本市が主体的に実施するため、救助実施市の指定については、これまで、本会議で再三取り上げてまいりました。

指定から3年が経過し、本市が災害救助法に基づく救助実施市として、いかに迅速かつ的確に被災者支援を展開できるかが、強く問われているものと考えております。

本市では、分散避難として、避難所以外への避難を推進しておりますが、避難所外の避難者、特に、身体状況により配慮を要する高齢者の方などに対しても、災害救助法に基づく支援を行き渡らせる必要があります。

また、災害発生時に建設する、応急仮設住宅の具体的な建設場所や建設地選定の考え方、例えば、被災リスクの高い場所は避けるといった方針は、平時において定めておく必要があると考えます。

さらに、救助実施市となるにあたり、災害救助基金を設置したと認識しておりますが、激甚化する風水害や大地震を見据えた場合、現在の約7億円規模の積立額で、迅速な初動の救助活動を賄えるのでしょうか。また、救助費用に掛かる、国からの財政支援についても、課題となる部分はないのか、気になるところです。

そこで、3点伺います。

1つに、避難所外避難者への福祉的な支援について。

2つに、応急仮設住宅の建設場所について。

3つに、災害救助基金の規模と、国からの財政支援の課題について、お聞かせください。

次に、新たな斎場の整備についてお伺いいたします。

前回の、第1回定例会における我が会派の代表質疑において、現斎場の火葬供給能力では将来の火葬需要の増加に対応できない状況を迎えることから、新たな斎場を整備する方針であること、また整備予定地として千葉市衛生センターの遊休スペースを活用すること、さらに、今

年度は近隣地域に説明を行った上で、整備基本計画の策定作業に着手し、合わせて、整備と管理運営の手法などについて検討を進めていく旨の答弁がなされたところであります。

2040年問題をはじめとした将来を見据え、早い段階から課題を整理し、斎場整備に向けた方針を明確に示していただいたことは、評価すべきものであると考えます。

斎場は、市民が人生の最後を送り、また、大切な人を送り出すために欠かすことのできない、行政サービスを提供する公共施設であり、市民生活を支える重要な社会基盤の一つであります。

とりわけ、高齢化が進展する中にあるのは、誰もが将来にわたり、安心して利用できる体制を整えることが、自治体としての重要な責務であると考えます。

一方で、その性質上、いわゆる嫌悪施設として受け止められやすい側面があることも事実であり、新たな斎場の整備にあたっては、施設の必要性や果たす役割、周辺の生活環境の配慮などについて、地域の皆様に対して、丁寧かつ十分な説明を行い、理解と協力を得ていくことが極めて重要であると考えます。

そのような中、先日、整備予定地に隣接する地域を対象とした住民説明会が開催されたと伺っており、地域の皆様からどのような意見が寄せられたのか、非常に関心を持っているところであります。

また、既存の千葉市斎場においては、死亡者が増加する冬場、特に、12月から2月にかけて、火葬待ちが長期化し、御遺族の精神的、経済的な負担が生じている状況が常態化しつつあります。このような状況は、市民にとって切実な課題であり、早期の改善が求められているものと認識しています。

超高齢者社会を迎え、今後も火葬需要の増加が見込まれる中にあるのは、火葬待ちの長期化による、こうした市民負担を軽減し、誰もが安心して最期を迎え、また、見送ることができる体制を整えるためにも、新斎場の整備を計画的かつ着実に進めていく必要があるものと考えます。

そこで、2点伺います。

1つに、住民説明会で地域の皆様から寄せられた主な意見について。

2つに、今後のスケジュールについてお聞かせください。

次に、産業用地整備についてお伺いいたします。

現在、本市においては、企業立地の実績が順調に推移している一方で、市内の主要な産業集積地においては、企業の新たな品質ニーズに応えられる、まとまった産業用地が枯渇しているという課題に直面しております。

本市では、千葉市産業用地整備方針を策定し、新規産業用地を創出するという目標を掲げ、その実現に向け、民間活力を導入した産業用地整備支援事業を実施しており、この事業を着実に進めることが、本市の発展にとって不可欠であると考えます。

現在、造成工事が進められている、ネクストコア千葉生実につきましては、本年2月に執り行われた、安全祈願祭に私も出席させていただきました。

本事業が早期に整備を完了し、順調に分譲が進むことで、周辺住民の皆様の新たな雇用促進や、地域経済の活性化が図られるものと、大いに期待しております。

一方で、本用地は森林を切り開いて造成を行っており、工事に際しては近隣住民への十分な配慮と安全性の確保が重要と考えております。

また、こうした大規模な産業用地の整備を実現するためには、その土地を代々守り継いでき

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

た地権者の皆様の事業への深い理解と協力が必要不可欠であります。

通常、行政が公共工事のために土地の収用を行う場合においては、譲渡所得に対して5,000万円の特別控除などの税制上の優遇措置が認められております。しかしながら、ネクストコア千葉生実のような官民連携による産業用地整備においては、これまで地権者が土地を譲渡する際の税制上の優遇措置がありませんでした。

先祖代々から続く大切な土地を手放すという重い決断をしてくださった地権者の皆様に対して、税制上の優遇等の配慮があってしかるべきではないかと考えます。

そこで、2点伺います。

1つに、ネクストコア千葉生実の進捗状況について。

2つに、地権者への税制優遇措置の必要性に関する本市の見解と対応についてお聞かせください。

最後に、消防団活動の充実について伺いたいします。

近年、首都直下地震など大規模災害の発生が懸念されており、甚大な被害がいつ生じるか予測できない状況にあります。

このようなとき、地域に密着し、迅速に対応できる消防団の存在は、地域防災力の中核として、きわめて重要であります。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、被災地域の消防団は自らも被災しながら防災直後から活動を開始し、地域住民の命と安全を守る懸命な活動を展開しました。

石川県では、延べ約8,300人、富山県では約2,700人の消防団員が活動しました。

防災直後多くの家屋倒壊や火災、津波被害が発生し、一部地域では、道路損壊や土砂崩落により、外部からの応援が困難な状況でしたが、消防団は迅速に住民の安否確認や避難の呼びかけを行い、消防職員と連携して、倒壊家屋からの救助や傷病者搬送、輪島市では、大規模火災現場における消火・救助活動も行いました。

さらに、夜間の現場では、照明機器を用いた活動支援など、専門性の高い活動も展開されました。

また、地震発生から数日経過したのちも、避難所での給水や炊き出し、物資搬入、高齢者支援、避難者名簿作成、家財搬出、道路上の障害物撤去、窃盗防止巡回など、消火、救助以外の活動も多岐にわたり実施されました。

消防団は、地域密着性、即時対応力、要員動員力という特性を有し、地域防災力の中核として、大きな役割を果たしていると考えます。

本市においても、大規模災害に備え、消防団の存在は極めて重要であることから、消防団活動の充実について伺ってまいります。

初めに、消防団員の確保についてです。

消防団員数は全国的に減少傾向にあり、消防庁の統計によりますと、令和7年4月1日現在、前年に比べ14,458人減少し73万2,223人となっています。

本市においても、条例定数840人に対し、令和8年6月1日現在、723人となっており、消防団員の確保は喫緊の課題となっています。そこで、入団者を増やし、退団者を減らすため、消防団員の負担軽減を図る必要があると考えます。特に、近年社会において進展するDXを消防団にも導入することが有効であると考えます。

また、消防団にとって、重要な拠点である消防団器具置き場は、火災や災害に迅速に対応す



るための、装備や資機材を安全に保管できる活動拠点です。

地域防災力向上のためには、器具置き場が安定して存在している必要があり、計画的な整備が肝要であると考えます。

また、消防団員の活動服については、令和7年度から高視認性及び燃えにくい活動服への更新が進められ、悪天候や夜間でも団員の存在を明確にし、安全性を飛躍的に高めることができるようになりました。しかし、現状では、全団員への配布は完了しておらず、早急に整備することが求められると考えます。

そこで、3点伺います。

1つに、消防団員の負担軽減に向けたD Xの推進について。

2つに、今後の消防団器具置き場の整備について。

3つに、高視認性活動服の配布予定についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 災害救助法に基づく救助実施市としての取組についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、避難所外避難者への福祉的支援についてですが、近年の災害では避難生活などが要因で命を落とす災害関連死が増加しております。災害関連死を減らすためには、在宅避難など避難所以外への分散避難を進めるとともに、避難者の状況に応じた福祉的な支援を行うことが重要であると認識しております。

このような分散避難や福祉的な支援を着実に進めるため、先日、千葉市地域防災計画を改正したところです。具体的には、避難所以外に避難されている方々が必要とする福祉的支援を確実に届けるため、これまでの災害派遣福祉チームD W A Tとの連携に加え、被災者の援護に協力するN P O・ボランティア団体等との平時からの連携強化などを計画に明記いたしました。

今後、庁内関係部署や関係機関、団体などと連携し、避難所外避難者が必要とする福祉サービスの提供について、検討を進めてまいります。

最後に、災害救助基金の規模と国からの財政支援の課題についてですが、本市では、救助実施市の指定以降、法令に基づき必要な額を計画的に災害救助基金へ積み立てております。基金の規模につきましては、大規模な災害により救助費用が一定額を超えた場合には、救助費用の全額を国費で賄うこととなることから、現時点において、現在の基金積立額で本市の負担分を全て充当することが可能となっております。

また、国からの財政支援の課題については、救助活動に要する費用確保の観点から、現在、災害救助法の適用対象となっていない、罹災証明書発行に要する費用につきまして、救助事務の前提となるため、国による救助法と同等の財政支援が必要と考えております。このため、国に対して、さらなる財政支援について要望を行っているところであり、今後も継続的に働きかけを行い、災害発生時に必要となる費用の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 災害救助法に基づく救助実施市としての取組についてのうち、所管についてお答えします。

応急仮設住宅の建設場所についてですが、本市では、応急仮設住宅を建設する場合に、土砂

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

災害警戒区域や河川の周辺など被災リスクの高い場所は避けて建設することとしており、公園や公共用地など建設に適した候補地をあらかじめ195か所選定しております。

なお、災害発生後に実際に応急仮設住宅を建設する場合は、市内の被災状況、賃貸型応急仮設住宅の確保の見込み、候補地の建設可能戸数や利便性などを総合的に判断し、建設地を決定してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 新たな斎場整備についてお答えします。

まず、住民説明会での主な意見についてですが、整備予定地に隣接する2つの町内自治会の皆様を対象に、先月、3回の説明会を実施し、延べ75人の方に御出席をいただきました。

本市からは、厳しい火葬状況や衛生センターの遊休スペースに新たな斎場を整備することとなった経緯、整備イメージ、今後のスケジュールなどについて、説明をいたしました。

出席者の一部の方からは、高潮等の災害対策を実施してほしいとの声や、事業進捗を踏まえた定期的な情報提供を行ってほしいといった声をいただいたほか、整備予定地の選定に係る経緯や周辺環境に与える影響等に関する御質問をいただきました。

最後に、今後のスケジュールについてですが、今年度、施設の規模や葬儀式場の有無、火葬炉基数をはじめとしたスペック、整備及び管理運営手法などの検討を進め、新たな斎場の整備基本計画を策定することとしております。

また、環境に与える影響を把握することは重要であることから、来年度は、法令上求められている施設ではございませんが、自主的に環境影響評価を実施する予定です。

今後、都市計画決定や整備予定地にある工作物等の解体、基本設計、実施設計、建築工事等を経て、令和14年度以降の供用開始を目指してまいります。

地域の皆様には、整備基本計画策定時や環境影響評価の結果公表時など、節目のタイミングで情報を提供するとともに、御質問をいただいた際には丁寧にお答えするなど、より一層理解が得られるよう、きめ細やかな対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 産業用地整備についてお答えします。

まず、ネクストコア千葉生実の進捗状況ですが、昨年9月から造成工事に着手し、開発区域内の既存樹木の伐採がおおむね完了したことから、埋蔵文化財の発掘調査を実施しており、造成工事のスケジュールに影響が出ないよう、随時調整を行っているところでございます。

また、現在、雨水の流出抑制を図る調整池の整備に向けた土の掘削などの工事や、擁壁築造のための地盤改良などを行っております。

引き続き、工事施工における安全管理に万全を期しながら、来年7月の造成工事完了と進出企業の早期操業開始を目指してまいります。

最後に、地権者への税制優遇措置の必要性に関する本市の見解と対応についてですが、本市としましては、産業用地整備のため、円滑に用地を確保するに当たり、土地を譲渡される地権者の皆様に対する税制上の優遇措置が必要であると認識しております。

こうした中、昨年12月、政府与党が取りまとめた令和8年度税制改正大綱において、産業用地の整備を促進するため、自治体と連携した民間開発事業者による用地取得を支援する、産業

用地整備促進税制の新設が示されました。

これを受け、先月、衆議院経済産業委員会に所属する国会議員の視察を受け入れた際に、本市の現状を交えながら、この新たな税制優遇措置の有効性と必要性について直接お伝えしたところでございます。

今般、国会における関連法案の審議を経て、同制度が可決されたとの情報を得ております。本市としましては、今後の産業用地整備の着実な推進に向けて、同制度を積極的に活用してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 消防局長。

○消防局長（市村裕二君） 消防団活動の充実について、お答えをいたします。

まず、消防団員の負担軽減に向けたD Xの推進についてでございますが、本市では、消防団活動の実績報告を主に書面で行っておりまして、手渡しやF A Xなどによる事務処理が消防団員の負担となっていることから、今年度、活動実績を容易に報告できるスマートフォン用アプリケーションを試行運用いたします。

これによりまして、手元のスマートフォンから容易に活動報告を行うことができ、事務負担の軽減が見込まれます。

次に、今後の消防団器具置場の整備についてでございますが、整備計画に基づき、今年度は、中央区の第2分団2部、祐光の建替と、若葉区の第9分団2部、原の設計を予定してございます。

今後も、施設の耐用年数や老朽化の状況を踏まえ、建替えに必要な用地の状況を考慮し、計画的に整備を推進してまいります。

最後に、高視認性活動服の配付予定についてでございますが、3か年計画で全団員への配付を予定してございます。各年度の配付数にきましては、昨年度に270着配付済みでございまして、今年度は320着、来年度は120着の配付予定となっております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 中島賢治議員。

○42番（中島賢治君） 御答弁ありがとうございました。

2回目は意見と要望を申し上げます。

初めに、災害救助法に基づく、救助実施市としての取組についてです。

避難所外避難者への福祉的な支援については、令和7年7月の災害救助法改正による、福祉サービスの追加を踏まえ、先日改正された千葉市地域防災計画に、いち早く反映していただいた点は高く評価いたします。

御答弁にありました、N P O・ボランティア等との連携体制の強化に加え、在宅避難者への積極的な巡回等も含め、支援から漏れる被災者が出ないように、引き続き実効性のある体制構築の検討を進めていただくよう、お願いいたします。

応急仮設住宅の建設場所については、被災リスクの高い場所を避けた上で、建設候補地を選定していることを理解いたしました。

しかしながら、応急仮設住宅は、被災者の生活再建の基盤となるものですから、建設候補地の情報更新など平時からの準備を引き続き進めていただくようお願いいたします。

災害救助基金については、現在の基金積立額で本市の負担分を全て充当できるとの御答弁を

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

いただき、安心いたしました。いざというときに、市民の命と生活を守るための力強い財政基盤が整っていることは大変重要です。

また、現在適用外となっている、罹災証明書発行に要する費用の国への財政支援要望につきましても、被災者の迅速な生活再建を後押しする上で欠かせない取組です。他の自治体とも連携し、制度拡充に向けた国への継続的な働きかけを行っていただくよう要望いたします。

次に、新たな斎場の整備についてです。

住民説明会では、周辺環境に関する質問があったとのことでしたが、法令上の対象施設ではない中にあっても、自主的に環境影響評価を実施する方針が示されたことについては、地域の皆様の理解と安心感の醸成の一助となる取組であると考えます。

施設の性質上、地域の理解が不可欠であることから、今後におきましても、地域の声にしっかりと耳を傾け、不安や懸念の解消に努めながら、事業を丁寧かつ着実に進めるとともに、火葬待ちの長期化による市民の精神的・経済的負担の軽減につながるよう、計画的かつ着実に整備を進められることを要望いたします。

次に、産業用地整備についてです。

本市の深刻な産業用地不足を解消するための重要な一歩となる、ネクストコア千葉生実の整備につきましても、事業の進捗が順調であるとともに、調整池の整備により、下流排水路への排出抑制を図ることが確認できました。

引き続き、安全対策には万全を期しながらも、本事業を着実に推進していただくよう、強くお願いいたします。

そして、本市が今後も持続的に地域経済を発展させ、安定した雇用と税収を確保していくためには、ネクストコア千葉生実に続く、産業用地の整備を進めていくことが重要です。

この点におきましても、令和8年度の税制改正では、産業用地整備促進税制の創設は、5年を超えて長期保有された土地を譲渡する際、譲渡所得のうち2,000万円以下の部分に係る税率が20%から14%へと6%軽減されると伺っております。

本市として、このインセンティブを積極的に活用していくという御答弁をいただいたということは、本市の今後の事業推進において、重要な前進であると評価いたします。

長年維持されてきた大切な土地を御提供いただく、地権者の皆様への感謝の念を忘れることなく、丁寧に合意形成を図りながら、民間活力の導入による、スピード感を持った産業用地の確保と、本市の優位性を最大限に生かした戦略的な企業誘致を、より一層推進していただくことを要望いたします。

最後に、消防団活動の充実についてです。

消防団員の皆様は、火災や風水害など様々な災害現場において、自らの危険を顧みず、市民の生命と財産を守るため、昼夜を問わず活動されています。地域防災の最前線を担う消防団員の安全確保は、本市が最優先で取り組むべき責務であります。

消防庁は、平成26年、消防団員の安全確保を目的として、難燃性を有し、かつ高い視認性を備えた活動服の整備を全国の自治体に求めました。しかし、その通知から既に12年が経過した現在においても、千葉市では全団員への配備が完了しておりません。

近年は激甚化・頻発化する自然災害への対応が求められる中、現場で活動する消防団員の安全対策を先送りする理由は、もはや見当たりません。消防団員の安全はもちろん、市民の安全・安心を守る、地域防災力の強化という観点からも、一刻も早い対応が必要であります。一

昨日も、茨城県南部で震度5弱の地震が発生しております。

そこで、神谷市長に強く申し上げます。

消防庁通達から12年もの歳月が経過している以上、これ以上の先送りは許されません。今年度の予備費を活用するなど、あらゆる財源措置を講じていただき、未配備となっている全ての消防団員への活動服配備を今年度中に完了させる決断をしていただきたい。

消防団員の安全確保は、コストではなく、市民の命を守るための必要不可欠な投資です。神谷市長におかれましては、消防団を支える明確な意思を示していただき、予備費の活用を含めた速やかな予算措置と、全団員への活動服配備完了に向けた具体的な指示を行われることを強く、強く、強く要望いたします。神谷市長よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 中島賢治議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。45番・米持克彦議員。

〔45番・米持克彦君 登壇、拍手〕

○議長（松坂吉則君） 自由民主党千葉市議会議員団の米持克彦です。

通告に従い質問を行います。

初めに、100万都市実現の見通しについてお伺いします。

昨年度、5年に一度の国勢調査が実施され、5月に公表された速報結果では、本市は、前回の調査時よりも2万19人、人口が増加しており、それを踏まえた、本年6月1日時点の人口は、99万8,289人で、100万人に迫る勢いです。

また、本市の人口増加数は、全市町村中の中で7番目に大きい順位となっています。

人口はまちづくりの基本であり、社会全体が人口減少の局面にある中でも、本市の人口が増えているということは、大変喜ばしいことで、私としても、とても誇らしく思っています。

これまで私は、この千葉市が、働く場を求めて周囲から集まる吸収力があり、昼夜間人口比率も首都圏政令市では一番で、経済活動が盛んに行われ、活気やにぎわいのある、高い拠点性を有したまちであるからこそ、発展の可能性が十分あることを申し上げてきました。

首都圏の政令市と比較しても、職場を求めて集まるという吸収力の強い、高い拠点性があるということは、その特性は、他都市にもない本市にとって大きな強みであると考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、令和7年国勢調査速報結果の受け止めについて。

2点目に、今後の人口の見通しと今後のまちづくりについて。

以下、人口増強がらみの質問となりますが、忌憚のない御回答をお願いいたします。

次に、新湾岸道路についてお伺いいたします。

新湾岸道路は、湾岸地域における交通容量不足を解消させ、物流の効率化、千葉の半島性を脱却することにより、経済の活性化が期待されるなど、将来の社会基盤を構築する上で、大変重要な道路であることから、我が会派では、度々、代表質問などで取り上げてきました。

先月に開催された、県、沿線6市で構成される、新湾岸道路整備促進期成同盟会総会での、神谷市長が、国への要望書を読み上げる姿から、早期実現に向け、積極的に取り組まれているものと、改めて感じました。

また、この事業を広く周知するため、国と本市が共同で実施した、オープンハウス形式による対話や、インターネットを活用した情報発信を丁寧に進められており、評価しているところ

です。

最近では、私のもとにも、ルートや道路構造、完成時期に関する問い合わせや、早期完成を望む御意見や、騒音懸念や、すばらしい景観を損なうのではないかなどの意見が寄せられるようになり、市民の皆様の関心が着実に高まってきていることを実感しております。

ルートや構造、完成時期などを具体的に示せる状況にないことは理解しておりますが、市民の皆様の関心が、そこにあるのも事実です。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、現時点でのルートや構造の案について。

2点目に、現在と今後の取組についてお聞かせください。

次に、りんかい線と京葉線の相互直通運転についてお伺いいたします。

現在、京葉線を利用して臨海副都心方面に向かう場合は、新木場駅でりんかい線に乗り換える必要がありますが、相互直通運転が実現すると、臨海副都心だけでなく、新宿や大宮などの埼京線方面とつながることとなり、市民の速達性や移動の利便性が大きく向上することになります。

また、東京方面から幕張新都心等へのアクセス性が強化されるため、大型イベントやMICE開催地として選ばれる可能性が高まるだけでなく、インバウンド需要の増加が期待できるなど、地域活性化や観光振興にも寄与するものです。

そもそも、りんかい線と京葉線の相互直通運転は、平成28年の国の交通政策審議会答申において、羽田空港アクセス線の新設とともに、東京圏の国際競争力強化に資するプロジェクトに位置づけられており、世界的な都市間競争を勝ち抜いていくためにも、早期実現が望まれます。

そこで、お伺いいたします。

JR京葉線とりんかい線との相互直通運転の実現に向けた現状と課題についてお聞かせください。

次に、羽田空港アクセス線、臨海部ルートについてお伺いいたします。

羽田空港アクセス線は、アクセス新線、西山手ルート、東山手ルート、臨海ルートで構成されています。

一部報道によると、新木場駅から羽田空港に向かう場合に、現在は約40分かかるところ、臨海部ルートの開業により、約20分に短縮するとのことですので、実現することで本市の交通アクセスが大きく強化することになります。

また、羽田空港から都心を経由せずに幕張新都心にアクセスできるようになるため、訪日外国人の新たな動線が生まれ、インバウンド需要が高まるだけでなく、MICEの誘致強化にもつながるなど、経済波及効果も期待できます。

加えて、京葉線沿線地域の羽田空港へのアクセスが高まることで、相対的に居住地やオフィスとしての価値も高まるものと予想されます。

このように、臨海部ルートの開業は、本市へのメリットは大きく、一刻も早い開業が望まれるところです。

一方で、JR東日本は、令和5年4月のプレスリリースにより、羽田空港アクセス線のうち、東山手ルートとアクセス新線について、令和13年度の開業を目指して工事を実施していくことを公表しましたが、臨海部ルートについては不透明な状況となっております。

そこで、お伺いいたします。

羽田空港アクセス線、臨海部ルートの実現に向けた現状や見通しについてお聞かせください。  
最後に、稲毛海岸公園野外音楽堂の充実についてお伺いいたします。

稲毛海浜公園は、本市固有の地域資源であり、海辺エリアを代表する公園であります。

現在は、官民が連携した公園のリニューアルが進められており、令和元年の白い砂浜への改修を皮切りに、本年4月には、BOTANICA MUSEUMがフルオープンするなど、公園の魅力向上に伴い、来園者も増えていると聞いております。

一方で、市民の音楽活動の場として、以前からにぎわっているものの、改修が行われていない施設があります。それが野外音楽堂です。野外音楽堂は、市内で唯一の屋外型の音楽堂であり、青空の下で演奏を聴く体験は、屋内のホールでは味わえない解放感が、臨場感が体験できる貴重な施設であります。

しかしながら、老朽化が進み、施設の改修を望む声も届いております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、令和7年度の稼働率について。

2点目に、老朽化への対応についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君） 100万都市実現の見通しについてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、令和7年国勢調査速報結果の受け止めについてでございますが、この度の結果は、本市の地理的条件やポテンシャルに加えまして、このところ東京の住宅価格の高騰なども要因、背景として、本市がこれまで取り組んでまいりました、切れ目ない子育て支援や企業立地、雇用の確保・創出など、職住近接を実現するための施策、緑と水辺が感じられる住環境づくりや道路ネットワークの形成などの、暮らしを支える都市基盤整備といった拠点性を高めるための施策、これらを講じてきた結果であると考えております。社会全体で人口減少の局面にある中で、本市が住む場、事業活動を行う場として、評価、選択いただいているものであると受け止めております。

最後に、今後の人口の見通しとまちづくりについてでございますが、現在の傾向、トレンドを踏まえますと、人口100万人超えも十分視野に入りつつある状況ではありますが、先般公表されました国勢調査の速報結果では、先ほど申し上げましたとおり、我が国全体で人口減少が進んでいることが明確に示されたところでございます。本市も今後、高齢化の一層の進行に伴いまして自然減が続くことが見込まれており、現在の人口の増加傾向や、ピーク時の人口規模を維持し続けることは、厳しいものと認識をいたしております。

こうした状況を踏まえまして、人口の増減に関わらず、都市の機能や地域社会・経済の活力を維持、向上させていくことが重要と考えており、このため、市民一人一人の満足度の向上や人口当たりの産業の生産性の向上を図る施策を推進してまいります。

東京などとのアクセス性のよさ、そして緑と水辺に恵まれた職住近接の環境のもとで、ゆとりある豊かなライフスタイルを実現できます本市の強みを一層磨き上げ、地域経済、文教の拠点都市としての機能を高め、圏域の活力を牽引する役割を果たしていくことで、将来にわたって選ばれ続ける都市の実現に向けまして、まちづくりの取組を進めてまいります。

以上でございます。

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 新湾岸道路についてお答えします。

まず、現時点でのルートや構造の案についてですが、現在、国からは2つのルート案と3つの構造案が示されております。

具体的には、沿線市の市街地や自然環境を避け、既存の公共用地を有効活用し、千葉港や京葉臨海工業地帯へのアクセス性を重視した、高架構造もしくは地下構造を主体とした自動車専用道路を全線に新設するルート、もう1つは、国道357号と16号を拡幅し、16号の養老川付近から市原インターチェンジ周辺までは一般道路を新設するルートで、おおむね全線に渡り平面構造となっております。

最後に、現在と今後の取組についてですが、先月、新湾岸道路の整備計画が地域にとってより良いものとなるよう、湾岸地域が抱える交通課題や配慮すべきことなどについて、市民の皆様に議論していただくため、公募により58名に参加いただき、本市主催のワークショップを開催いたしました。

このワークショップで議論された様々な御意見について、現在、整理するなど、取りまとめを行っているところでございます。

今後、今回のワークショップや、これまでのコミュニケーション活動でいただいた御意見を踏まえ、有識者委員会で複数のルート案を比較するための評価項目の確定などを行った後、オープンハウス等のコミュニケーション活動を実施し、その内容について、情報提供、意見聴取を行うこととしております。

引き続き、コミュニケーション活動でいただく御意見を踏まえ、住宅地の生活環境や海辺の景観に配慮されるとともに、本市にとってより整備効果の高い計画となるよう、国に働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 初めに、りんかい線と京葉線の相互直通運転についてお答えします。

J R京葉線とりんかい線の相互直通運転の実現に向けた現状と課題についてですが、相互直通運転は、東京臨海部や東京都心西部へのアクセス強化、沿線地域の活性化等の効果が見込まれ、本市の魅力向上に寄与するものであることから、千葉県J R複線化等促進期成同盟などを通じて、J R東日本や東京臨海高速鉄道に対して、早期実現に向けた要望を行っております。

実現に向けては、異なる鉄道事業者間の運賃収受方法のほか、東京行きの本数を維持するための線路容量確保が課題となっております。

引き続き、J R東日本や東京臨海高速鉄道に対し、要望を行うとともに、課題解決に向けたリーダーシップを発揮してもらえよう、国や千葉県に対しても積極的な取組を求めてまいります。

次に、羽田空港アクセス線・臨海部ルートについて、お答えします。

羽田空港アクセス線・臨海部ルートの実現に向けた現状や見通しについてですが、臨海部ルートが開業することで、りんかい線経由の羽田空港への交通アクセスが強化され、インバウンド需要の拡大や企業立地の促進等に寄与するものと考えており、観光や経済等の側面で、本市のメリットは大きいものと認識しております。



また、これとあわせて、京葉線とりんかい線の相互直通運転が実現すれば、京葉線から乗り換えることなく羽田空港へアクセスできるようになり、臨海部ルート効果がさらに高まるものと考えております。

現在、ＪＲ東日本は、羽田空港アクセス線のうち、東山手ルートとアクセス新線の令和13年度の開業を目指して工事を行っており、臨海部ルートにつきましても、同年度の開業を目標に検討を進めていると聞いております。

次に、稲毛海浜公園野外音楽堂の充実についてお答えします。

まず、令和7年度の稼働率についてですが、定休日である月曜日や年末年始を除いた利用可能日数308日のうち、音楽イベント等で予約に基づいて利用された日数は68日で、稼働率は約22パーセントとなっております。

主に週末に様々な音楽イベントが開催されているため、土日祝日の利用が約8割となっております。

なお、イベント等の利用がない日は、無料の休憩スペースとして開放しております。

最後に、老朽化への対応についてですが、野外音楽堂は、緑に囲まれた野外ステージとして多くの方々に親しまれておりますが、開設から40年以上が経過し、施設の老朽化に起因する課題が生じております。

このため、今年度は、控え室の空調の不具合の原因となっている電気設備の改修や、破損したベンチの座板の一部の交換を実施する予定です。今後も、音楽イベント等の会場として多くの方々に親しまれるよう、引き続き、利用環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 米持克彦議員。

○45番（米持克彦君） 御答弁ありがとうございました。

2回目は、順番を変えまして意見と要望、並びに質問をいたします。

初めに、意見と要望を申し上げます。

まず、新湾岸道路についてです。

今後の取組として、引き続き、丁寧なコミュニケーション活動を続けていくことが分かりました。

新たな情報が入ったときには、市民の皆様に、速やかに、情報を届けていただくことを強く求めておきます。

また、新湾岸道路の計画を進めていく上で、地元の理解は不可欠となりますので、地域住民の声をしっかりと受け止めて、景観など、生活環境への影響に十分配慮された計画となるよう、国へ働きかけていただくことを要望いたします。

次に、りんかい線と京葉線の相互直通運転についてです。

相互直通運転の実現に向けて、これまでもＪＲ東日本などに対して要望活動をしているとのことでした。また、異なる鉄道事業者間の運賃収受方法や、線路容量確保などの問題解決に向けて、国や千葉県に対しても積極的な取組を求めていくとのことでした。

相互直通運転の実現は、市民の速達性や移動の利便性向上につながりますので、鉄道事業者だけでなく、国や県に主体的に関わってもらえるよう、継続して働きかけていただくよう要望いたします。

なお、ピーク時間帯の東京行きの本数を維持しながら線路容量を確保するためには、京葉線

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

の複々線化が必要となりますが、採算性の問題から、解決には時間を要することが想定されます。

そのため、ピーク時間帯を回避した時間帯から相互直通運転を始めるなども考えられますので、実現に向けて柔軟な検討をしていただくようお願いいたします。

次に、羽田空港アクセス線、臨海部ルートについてです。

臨海部ルートも東山手ルートやアクセス新線と同時期の令和13年度の開業を目指し、検討が進められているものと理解しました。

臨海部のルートの開業は、市民の羽田空港へのアクセス向上が図られるだけでなく、羽田空港から本市への新たな人の流れが生まれることで、本市の観光や経済にとっても意義あるものと考えております。

その効果を最大限に活かすためにも、臨海部ルートの開業に合わせて、京葉線との相互直通運転も実現されるよう、問題解決に向けた関係機関への要望を継続して行っていくことを求めたいと思います。

次に、稲毛海浜公園野外音楽堂の充実についてです。

御答弁では、週末ごとに様々な音楽イベントが行われ、多くの来園者を楽しませていることが分かりました。

また、老朽化への対応についても、少しずつではありますが、対応していただいていると理解しました。

しかしながら、今後も野外音楽堂が、市民の皆様から愛され続ける施設となるためには、施設をさらに充実させることも重要です。

例えば、夏の暑い日中を避けて日没からライブができるよう、夜間照明を整備することなどが考えられます。

また、最近では、いなげの浜での大規模な音楽イベントが行われ、大盛況であったと聞いています。私は、将来的には海上での音楽イベントを開催できれば、音楽と海辺が融合したさらなる活性化を推し進めることができると考えます。

実施には課題が多々あると思いますが、まずは、野外音楽堂の充実について、積極的に取り組まれることを要望いたします。

最後に、100万都市実現の見通しについて、2回目の質問を行います。

御答弁でも、地域経済、文教の拠点都市としての機能を高め、圏域の活力を牽引する役割を果たしていくとありましたが、私がかねてから唱えている、人口100万都市には、それにふさわしい都市基盤整備が重要であります。

美浜区では、マリinstadiumの再構築や、アルティアリー千葉の新アリーナの整備が進められ、スポーツを通じたにぎわい創出や、人を呼び込むエンターテインメント拠点として、都市の魅力向上に大きく寄与するものです。

また、千葉駅周辺では、中央公園プロムナードの再編や、市民会館の再整備など、拠点都市の玄関口として、また、文化芸術の発信拠点として、価値向上につながる取組が進められています。

文化拠点の整備は、生活に豊かさと潤いをもたらすとともに、大都市を形づくる重要な要素と考えております。

人口100万都市を見据えるうえでも、文化拠点の質を高めることは、都市の魅力と居住価値

を左右する重要な投資であります。本市の財政状況等も踏まえ、長期的な視点を持ち、財政規律を守りながら進めていく必要があります。

千葉駅前のＪＲ千葉支社跡地に再整備される市民会館は、拠点都市の魅力を高める事業として、財政面にも十分配慮しながら、進めていくことが必要と考えます。

そこでお伺いたします。

市民会館の再整備について、どのような考えのもと事業を進めていくのかお聞かせください。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 100万都市実現の見通しについての2回目の御質問にお答えいたします。

市民会館の再整備についてですが、首都圏有数の大都市として、市民の暮らしの豊かさや都市の魅力の向上を目指す本市において、文化芸術活動を支える中核施設としての機能強化に加え、本市の玄関口であり広域交通の結節点である千葉駅周辺のまちづくりにも大きく寄与する重要な事業であると認識しております。

また、市民会館の再整備は、本市の魅力向上や都市機能の充実につながる重要な取組である一方、将来を見据えた都市経営の視点を持って取り組むことも重要であり、これらを両立しながら進めていく必要があると考えております。

このため、移転先であるＪＲ東日本千葉支社跡地の取得に当たっては、現在の市民会館用地や周辺の市有施設の処分と移転先用地の取得を一体的に進めることなど、あらゆる手法を検討しながら、ＪＲ東日本と協議を行ってまいります。

今後も、長期的な視点を持ちながら、本市ならではの魅力と活力を高め、首都圏有数の大都市にふさわしいまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 米持克彦議員。

○45番（米持克彦君） 御答弁ありがとうございます。3回目は、意見、要望を申し上げます。

本市の人口が100万人に迫っていること、かつて政令指定都市移行準備にたずさわったことがある者としては、移行時の人口の伸び悩みや、拠点都市のイメージにそぐわない実態に悩んだ者としては、非常に感慨深い思いであります。

これは、これまで先人たちの尽力、または、御答弁にありましたように、当局が取り組んでこられた、企業立地や子育て支援策などの取組が評価されるなどして、多くの人々に千葉市が選ばれ、まちづくりが進んできたものと考えております。

当局におかれましては、引き続き、着実な政策の積み重ねにより、結果として、拠点性をもった魅力あるまちづくりを推進していただき、さらなる大都市への発展を遂げていただきたいと思います。

100万都市の実現と、その後の人口状況を維持、発展することに期待を込めまして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、私は、100万都市は、今年中には無理かもしれませんが、きっと近いうちに実現するものだと信じております。今後の御努力をお願いいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 米持克彦議員の一般質問を終わります。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

一般質問を続けます。14番・伊藤隆広議員。

〔14番・伊藤隆広君 登壇、拍手〕

**○14番（伊藤隆弘君）** 自由民主党千葉市議会議員団の伊藤隆広でございます。

通告に従い一般質問を行います。

初めに、弾道ミサイル等の緊急事態を想定した避難施設であるシェルターの指定における取組についてです。

我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑な状況にあります。中国の軍事力拡大、北朝鮮の弾道ミサイル発射、ロシアの動向など、周辺情勢は一層緊迫化しており、国民の生命・財産を守るための備えが必要です。

こうした厳しい環境の中、自衛隊の皆さまには、自らの危険を顧みず、日々厳しい訓練に励み、国民の安全と平穏な日常を守っていただいていることに、改めて感謝を申し上げます。

そのような中、先日6月15日参議院決算委員会で、日本教職員組合の特別中央執行委員を歴任された古賀千景参議院議員が、「自衛隊に行く子供たちって、経済的に厳しい子供たちが行くんですよ。豊かな子供たちは自衛隊とかなりませんよ。」と、自衛官に対する偏見に基づく職業差別ととれる発言をされました。のちに撤回・謝罪をされましたが、この発言は、誇りをもって任務に当たられる隊員や御家族への配慮に欠けた発言であり、国のために役立ちたいと志を立てて自衛官になられた隊員を冒瀆するものであり、看過できるものではありません。強く抗議を申し上げます。

さて、弾道ミサイル等の脅威に対する対応については、国家安全保障の基本構造に則り整理する必要があります。打たせないための抑止力は、防衛力、外交力、情報力等を統合した、総合的な国家戦略により最大化されるべきであり、これが第一義的な防御の要となります。

万一の発射事態が生じた場合、飛来してくるミサイルの迎撃は自衛隊の統合防空ミサイル防衛体制による任務となります。

他方、着弾を想定した被害軽減策、避難施設、シェルターの確保、住民の避難実施要綱の策定、運用、避難誘導の実施などは、国民保護法に基づき、我々自治体の重要な役割と位置づけられております。

弾道ミサイル等の緊急事態を想定した地下避難施設の整備については、令和4年第2回定例会及び令和5年第4回定例会の一般質問でも取り上げてまいりましたが、この度、令和8年3月31日に、内閣官房から、緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針及び国民の保護に関する基本指針の一部変更についてが閣議決定をされ、公表されました。

市民の安全を守るために、本市の国民保護の取組の重要性が一層増しているところでございます。

そこで、まず、これまでの弾道ミサイル等の緊急事態を想定した避難施設の指定状況について。

次に、国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う今後の取組について伺います。

次に、第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会で示された、民法等の一部を改正する法律の施行を踏まえた対応についてです。

令和8年4月より改正民法が施行され、その中で、離婚後の親権の在り方として、新たに共同親権が選択できることとなりました。

令和8年第1回定例会において、自由民主党の代表質疑でも取り上げさせていただきました

が、本改正は、離婚後における親子関係の在り方に関する法制度の枠組みを見直すものであり、父母双方がどのように子の利益を確保していくのかという観点からも重要な意義を有するものと考えています。

そのような中、去る5月14日に、高知県におきまして、第76回全国都市教育長協議会定期総会ならびに研究大会が開催され、この中で、文部科学省より、民法等の一部を改正する法律の施行を踏まえた対応について説明があったと聞いております。

そこで、別居親の学校・園行事参加等に関する対応マニュアルの例の内容を御教示ください。

また、国において、このような機会において資料が提示されたということは、現場における様々な課題や対応の必要性が想定されているものと考えます。

そこで、本市における今後の対応についてお聞かせください。

次に、子育てしやすいまちづくりについてでございます。

子供の急な発熱や体調不良等により、救急車を呼ぶべきか、クリニックを受診するべきか判断に迷われた際に、保護者が相談できる、こども急病電話相談シャープ8000につきましては、令和7年第3回定例会でも取り上げさせていただきました。

この取組は、子供の症状に応じた適切な医療への迅速なつながり、適切な受診判断・誘導を実現するだけでなく、保護者の不安を軽減し、不要不急の受診や救急搬送を抑制することで、小児救急医療現場の負担軽減にも大きく寄与する、非常に重要な施策であると考えております。

近隣では、茨城県と埼玉県は24時間365日運用。東京都と神奈川県でも土日祝日等については24時間運用となっております。

千葉県においては、令和8年4月から日曜、祝日については24時間運用となりましたが、スライドのとおり依然として、平日及び土曜日の日中の時間帯においては、電話相談ができません。クリニックが開いている時間は、クリニックに相談できますが、クリニックが閉まっている時間帯、特に、土曜日の日中や平日の早朝・夕方の時間帯については、電話相談ができません。

まずは、ニーズが高いと思われる土曜日の24時間運用。そして早朝・夕方時間帯のクリニックが閉まっている時間帯について、運用時間を拡充し、いずれ24時間365日運用を目指すべきだと考えます。

そこで、こども急病電話相談シャープ8000の受付時間延長に向けた取組について伺います。

次に、美浜区における病児保育施設の整備についてです。

病児保育施設の整備については、令和7年決算審査特別委員会教育未来分科会、また、令和7年第4回定例会の自由民主党の代表質問でも取り上げてまいりましたが、美浜区においては現在施設設置がゼロというふうになっております。

先の代表質問に対しては、今後5年間の需要見込みは現在の供給体制を大きく上回っており、市域内における施設配置のバランスなどを踏まえた上で、さらなる新規開設が必要な状況となっていること、また、特に、美浜区においては、若葉住宅地区における大規模マンション開発により子育て世帯が急増している中、新規開設が喫緊の課題となっており、早期の新規開設を目指すことの答弁がございました。美浜区における、病児保育施設ゼロの現状、早期に解消しなければなりません。

そこで、美浜区における病児保育施設の整備について伺います。

次に、高潮対策についてのうち、まずは、京葉線沿いの防潮堤についてでございます。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

京葉線沿いの防潮堤、特に、美浜区幸町に係る区間における防潮堤につきましては、千葉県により、嵩上げの取組が行われており、令和7年度末をもって、嵩上げ工事がひと段落したというふうに伺っております。

しかしながら、御覧の通り、幸町1丁目側・千葉みなと駅前交差点付近にある、中央2号横引ゲートや2丁目側の黒砂橋付近にある、中央1号横引ゲートなどの横引ゲートについては、嵩上げに対応した高さとなっておらず、県による計画高潮位、基準海面5メートル以上は確保できているものの防潮堤の嵩上げ効果が限定的になってしまうことに対して懸念が残っていることから、横引ゲートについても嵩上げを実施することについて、県に対して求めるべきであると考えます。

そこで1つに、防潮堤の整備状況について。

2つに、横引きゲートの嵩上げの見込みについて。

3つに、横引きゲートの点検状況について伺います。

次に、高潮対策についてのうち、避難計画の策定及び市民への周知啓発についてです。

本市では、令和7年5月に、想定最大規模の高潮における避難についてを公表されました。私の地元である美浜区においては、全域が浸水想定エリアに含まれており、美浜区役所周辺でも約2.6メートルの浸水が想定されるなど、極めて深刻な状況となっております。

高潮は地震による津波とは異なり、発生予測に基づく、事前の避難によって人的被害を抑制することが可能です。このため、市においては、想定最大規模の高潮から市民の命を守るべく、新たな方針を決定されました。令和7年度には周知啓発などを行い、令和8年度の高潮避難計画策定に向けて、段階的に取組を進めていただいていると承知をしております。

しかしながら、現状の課題といたしまして、津波に対する市民の皆様の関心は非常に高い一方で、高潮については関心が低く、本市における被害想定や、過去に甚大な高潮被害が発生している事実が十分に知られていないという懸念があります。

公的な記録によれば、昭和54年10月の台風20号により高潮が発生し、新港地区で浸水被害が発生をいたしました。人的被害こそなかったものの、建物の半壊、一部損壊が33棟、床上浸水が112棟、床下浸水が588棟という大きな被害が記録されております。幸町団地の住民の方々にお話を伺いますと、当時、団地内でも浸水があったのではないかという記憶も耳にいたしました。

こうした過去の教訓を共有し、発生予測に基づく確実な事前避難につなげるためにも、早期に高潮避難計画を策定することが極めて重要です。

また、市民の皆様に関心を持っていただくためには、高潮による浸水を我が事として具体的にイメージしていただく必要があります。周知を図るにあたっては、単なる数値や地図上の色分けだけでなく、身近な具体的な場所を例示したうえで、実際の浸水高がどれほどになるかというのを視覚的にイメージできるよう、工夫を凝らした周知啓発を行うべきと考えます。

そこで1つに、高潮避難計画の策定状況について。

2つに、市民への周知啓発について、伺います。

最後に、黒砂橋交差点の渋滞対策についてです。

黒砂橋交差点では、市民の生活道路としての機能だけでなく、新港地区と内陸部を結ぶ物流と産業を支える幹線道路としての機能を合わせもつことで、交通集中により渋滞が発生しております。黒砂橋交差点の渋滞対策については、これまで、令和元年第2回定例会、令和2年第

3回定例会、令和5年第3回定例会、令和6年第3回定例会と、重ねて取り上げてまいりました。令和4年2月には、高洲1丁目から交差点に進入する車線について、左折レーンを設置する対策を実施していただき、多くの市民の皆様から感謝をいただいているところでございます。しかしながら、交差点の特殊な構造もありまして、依然として高洲方面からの通行や、新港穴川線に混雑があることから、現在、当局においては、対策の実施について、関係機関との協議を行っていただいていると承知をしており、進捗について気になるところでございます。

渋滞については、市民の時間を奪うものという観点から、一日も早く解消されるべきであります。

そこで、黒砂橋交差点の渋滞対策の進捗状況と今後の取組について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 初めに、弾道ミサイル等の緊急事態を想定した避難施設である、シェルターの指定における取組についてお答えいたします。

まず、これまでの指定状況についてですが、本市では、平成19年1月に、千葉市国民保護計画を策定して以降、緊急一時避難施設としてシェルターの指定を開始し、令和8年4月1日現在で、小中学校など303施設を指定しております。

なお、本市が指定しているシェルターの収容人数は約190万人であり、人口カバー率は約190%となっております。

次に、国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う今後の取組についてですが、当該基本指針に基づいた、緊急事態を想定した避難施設の確保に関する基本方針では、地上施設より安全性が高いと考えられる地下施設確保の推進が示されております。

本市における地下施設は15施設であり、収容人数は、国の基準に基づき算出した結果、約17万2,000人となっております。

人口カバー率としては、約7%となっており、全国のカバー率約5%を上回ってはいるものの、さらに地下施設の指定を増やす必要があると考えており、民間施設を含めた指定を推進してまいります。

また、同方針では自然災害時の避難施設を緊急事態におけるシェルターとして利用するデュアルユースや、官民連携などが示されており、本市では自然災害を前提とする帰宅困難者一時滞在施設を新たにシェルターとして活用することについて検討してまいります。

さらに、国から県と市に対し、国民保護計画への反映要領について別途通知されることとなっており、国・県の動向を注視しつつ、本市の計画改正を進めてまいります。

次に、京葉線沿いの防潮堤についてお答えいたします。

まず、防潮堤の整備状況についてですが、防潮堤など海岸保全施設につきましては、海岸管理者である千葉県が、高潮などによる海水の陸域への侵入を防ぐことを目的とし、整備を行っているものでございます。

千葉県では、東日本大震災などの影響により地盤沈下が発生し、本市を含む一部区間において、防潮堤が所定の高さを下回る状況が生じたことから、千葉県では平成26年度から防潮堤の嵩上げ工事を進めております。令和7年度には、美浜区幸町地先において、延長30メートルの嵩上げを実施し、今後も引き続き他区間の整備を行っていくと伺っております。

次に、横引きゲートの嵩上げの見込みについてですが、千葉県に確認したところ、具体的な

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

実施時期は未定とのことですが、今後、適宜測量を実施したうえで、必要な整備を行う予定であると伺っております。

本市といたしましても、津波や高潮による被害を最小限に抑え、市民の生命、財産を守るためには、防潮堤や横引きゲートなどの海岸保全施設の適切な整備が重要であると認識しております。今後も引き続き千葉県において、着実に整備が進むよう、要望してまいります。

次に、避難計画の策定及び市民への周知啓発についてお答えいたします。

まず、高潮避難計画の策定状況についてですが、本市では、令和6年度に風水害被害調査を実施し、7年度に調査結果を公表するとともに、調査により判明した想定最大規模の高潮による浸水被害を軽減するための避難方針を策定し、調査結果と併せて公表いたしました。その後、市民説明会等により、市民の皆様への周知啓発を進めるとともに、市民の皆様から御意見を伺ってきたところです。

この避難方針では、早期避難と分散避難を基本的な柱としており、市民の皆様が高潮の危険が高まる前に避難を開始するとともに、指定避難所以外も含めた市内外の安全な場所へ避難することを基本的な考えとしております。

今後、この避難方針を踏まえ、地域ごとの避難先や避難経路、避難情報の発令基準や発信方法、市外への避難に係る近隣自治体との連携などについて検討を重ねるとともに、アンケートなどで把握する市民の高潮災害への理解度や行動傾向も反映した、高潮避難計画の策定を進めてまいります。

最後に、市民への周知啓発についてですが、市民の皆さまには、まず高潮の特性や危険性とともに適切な避難行動について理解していただくことが重要であると認識しております。

高潮は津波と異なり、その発生は予測が可能で、事前の避難も可能であること、浸水の深さが50センチを超えると移動も困難になることなど、その特性や危険性が十分に理解されていない面もあることから、市政出前講座などにより、高潮の基本的な情報と併せて避難方針について周知を図っているところです。

今後は、高潮避難計画の策定に合わせて、市内の浸水状況を可視化した啓発動画を作成するなど、より一層市民の皆様に分かりやすく情報を発信し、市民の防災意識の向上と適切な避難行動の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会で示された、民法等の一部を改正する法律・令和6年の施行を踏まえた対応について・文部科学省についてお答えします。

まず、別居親の学校・園行事参加等に関する対応マニュアルの例に示された内容についてですが、改正民法の施行に際し、園児、児童、生徒の安全と行事運営の円滑化を図るため、親権を持つ別居親による学校・園行事などへの参加希望があった場合において、その具体的対応を示している、自治体のマニュアル記載例が提示されました。

例えば、基本的な考え方として別居親の参加は原則として認めることや、判断に迷う場合は教育委員会に相談しながら対応することなどです。また、参加制限の判断基準例として、過去に行事中もしくは校内で、口論、罵声、威圧的言動、無断撮影等のトラブルがあったことなども提示されました。



最後に、本市の今後の対応についてですが、昨年度、法務省をはじめとした関係府省庁が連携し、改正民法に係る具体的な解説資料が作成されたため、本年3月下旬と4月初めに、当該資料を各市立学校へ周知いたしました。

また、今回示された文部科学省の説明資料につきましても、要点が整理されており、理解しやすい内容となっていることから、既に各市立学校へ周知しております。なお、今後、研修会や学校訪問の機会を活用し、管理職である校長や教頭へ適切な説明を行い、理解の促進に努めてまいります。

これらの取組を通じ、引き続き、子供の最善の利益の観点に立った適切な対応が図られるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 子育てしやすいまちづくりについてのうち、所管についてお答えします。

こども急病電話相談シャープ8000の受付時間の延長に向けた取組についてですが、昨年9月に千葉県市長会を通じ、県へ受付時間の延長について要望いたしましたが、県では本年4月から日曜日と祝休日の受付時間を24時間体制に拡充しております。

今後も、例えば土曜日の午後など、かかりつけ医が休診となり相談のニーズが高いと考えられる時間帯を中心に、さらなる受付時間の拡充について、地域医療構想調整会議や千葉県市長会を通じた要望など、様々な機会を通じて県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 子育てしやすいまちづくりについてのうち、所管についてお答えいたします。

美浜区における病児保育施設の整備についてですが、美浜区においては、令和5年度末に1か所が閉鎖して以来、区内に実施施設はなく、新規開設が喫緊の課題となっておりますが、現在、打瀬地区において、本年10月中の新規開設を目指し、事業者と調整を進めているところでございます。

また、施設整備に当たっては、改修に必要な経費に対して補助金を交付するなど、本市としても円滑な開設準備を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 初めに、京葉線沿いの防潮堤についてのうち、所管についてお答えいたします。

横引きゲートの点検状況についてですが、本市が千葉県から管理を委託されている、美浜区幸町地先の黒砂橋付近及びJR千葉みなと駅周辺の2か所、5つのゲートについて、令和2年度から令和5年度にかけ、ゲートが完全に閉鎖できることを確認するための全閉点検を実施いたしました。

このうち、黒砂橋付近の2つのゲートで、レール部への土砂の堆積や、通常時にゲートを固定する金具が閉鎖途中に防潮堤へ干渉したことにより、ゲートが完全に閉鎖できない状況であることが確認されたため、施設管理者である千葉県において、令和5年度に土砂の撤去及び金

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

具の補修を行ったところでございます。

最後に、黒砂橋交差点の渋滞対策についてお答えします。

進捗状況と今後の取組ですが、昨年度、交差点の改良内容について、千葉県公安委員会との協議が完了したところでございます。

今年度は、この結果を基に、支障となる高潮対策の横引きゲートや防潮堤の構造変更の詳細などについて、施設管理者である千葉県との協議を行うこととしております。

また、整備に必要な用地を確定するため、用地測量も併せて行うこととしております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 伊藤隆広議員。

○14番（伊藤隆広君） 御答弁ありがとうございます。2回目は意見、要望を申し上げます。

まず、地下の避難施設についてですが、地下の施設の指定が重要だと思います。御答弁で、さらに地下施設の指定を増やす必要があると、民間施設を含めた指定を推進すると、御答弁をいただきました。

商業施設の地下や地下駐車場・ホテルの地下駐車場など、まだ拡充できる余地はあると思いますので、この事業者に、御協力・御理解をいただきながら、指定に取り組んでいただくよう要望をいたします。

次に、改正民法、共同親権の施行に合わせた対応については、関係省庁により作成された解説資料については、本年3月下旬及び4月当初に周知されたということでございますが、この資料は非常に詳細に書かれているので逆に分かりにくいというものになっております。ですので、今回文部科学省が作成した資料について、分かりやすさを評価いただき、既に各学校に周知をいただいているということで、迅速な御対応ありがとうございます。

当該資料の記載内容について御答弁をいただきましたけれども、こちらにも用意をさせていただきました。御答弁で、こちらの資料は、園児、児童、生徒の安全と行事運営の円滑化を図るため、別居親、親権者による学校・園行事等への参加希望があった場合の具体的対応を示している自治体があるとした上で、マニュアルの記載例として紹介をしているものでございます。

基本的な考え方として御答弁でもありましたが、別居親、親権者の参加は原則として認めることですか、参加制限の判断基準につきましても、こちらです、書いてあるもので、非常に分かりやすいというふうに思います。ぜひこのマニュアルを活用いただいて、適切に運用をお願いしたいというふうに思いますが、この法改正に至った、当事者の皆様による熱心な陳情活動というものがあって、そこに込められたお子さんへの思いというのがあって今回の法改正につながりましたので、そういった思いをくみ取っていただきまして、子供の利益の観点から、法改正の内容が適切に落とし込まれて運用がされることをお願いしたいというふうに思います。

次に、こども急病電話相談についてですが、粘り強く県に対して働きかけていただくことをお願いしたいというふうに思います。私は、24時間365日、この運用を目指していただきたいというふうに思いますので、色々な機会を通じて、県に対して働きかけをお願いいたします。

美浜区における病児保育施設の整備につきましては、いよいよ、令和6年からゼロとなっていた美浜区における病児保育施設の設置について、打瀬地区において今年10月中の新規開設を目指して調整中という御答弁をいただきました。ありがとうございます。特に、子育て世帯の多い、打瀬地区であるということで、多くの方に喜んでいただけるのではないかとというふうに思います。

市全体といたしましては、千葉市こども・若者プランによりまして計画的な整備方針というふうに伺っておりますが、引き続き、ニーズを的確に捉えて、今後の整備に取り組まれることを期待いたします。

次、高潮対策につきましては、これポイントは、地震や津波と異なって、事前に被害の発生が予測できるということがポイントです。避難についても時間的な猶予があるということでございます。市民の皆様ご自身が、高潮の特性や危険性、避難行動の重要性について理解をしてもらい主体的に考えて、行動していただくことが重要でございますので、そのために必要なサポートをお願いしたいというふうに思います。

最後に、黒砂橋交差点の渋滞対策につきましては、千葉県公安委員会との協議を終え、今年度は千葉県との協議及び用地測量を行うとの御答弁でございました。着実に進めていただいていることに感謝を申し上げます。

要望といたしましては、3点ございまして、まず、交差点改良時に、高洲方面からの車両につきまして、西側交差点と東側交差点の間にある橋梁上で1台でも多く受け止められるように停止位置について検討をお願いしたいというふうに思います。これは、過去、高洲・高浜の第29地区連協から提案があり市連協要望となっておりましたがけれども、高浜方面から黒砂橋西側交差点を右折する車両がなかなか通行できないという状態を改善してほしいという願いにかなうものであるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

2つ目に、夕方時間帯におきましては、幸町方面から交差点にかけて数百メートルの渋滞となっている状況について、まずは実態把握とともに、今後の対策として、検討事項としていただきたいというふうに思います。

3つ目に、高潮の横引きゲートや防潮堤の構造変更について言及がありましたがけれども、先ほど横引きゲートについては御答弁のとおり、引き続き嵩上げというのが本市から千葉県への要望事項という答弁がございましたので、本市の防災部局・下水道部局と連携して、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

以上、3点を要望いたします。よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 伊藤隆広議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時 31 分 休 憩

午後 3 時 0 分 開 議

○議長（松坂吉則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。18番・三井美和香議員。

〔18番・三井美和香君 登壇、拍手〕

○18番（三井美和香君） 立憲民主・無所属千葉市議会議員団の三井美和香でございます。

通告に従い一般質問を始めます。

初めに、介護サービス提供体制についてお伺いします。

我が国では高齢化が進展し、本市においても介護サービスを必要とする高齢者が増加しております。こうした中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムを支える介護サービス提供体制の充実が重要です。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

一方で、介護現場では人材不足や業務負担の増大が課題となっており、必要な支援につながるまで時間を要するケースも見受けられます。

そこで、本市の現状と今後の対応について伺うため、以下、質問いたします。

要支援者のケアプランの待ち人数について。

あんしんケアセンターにおいて、主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士のいわゆる包括3職種の方が多忙であることや、後期高齢者数の増加に伴う要支援者数の増加により、要支援者のケアプランの作成までに時間を要しているという市民の声を聞きます。

そこでお伺いします。

ケアプランの作成を待っている待機者がどのくらいいますか。区ごとにお示してください。

2問目からは質問席にてお伺いいたしますので、どうぞよろしく御答弁のほど、お願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 要支援のケアプラン作成待機者数は、令和8年4月末現在で、中央区が117件、花見川区が10件、稲毛区が95件、若葉区が8件、緑区が29件、美浜区が43件です。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） ただいまの御答弁では、中央区117件、稲毛区95件をはじめ、市内全体で多くの要支援者がケアプラン作成を待っている実態が明らかになりました。

要支援認定を受けた方々は、介護予防サービスの利用を希望しているにも関わらず、ケアプラン作成が遅れるとのことで必要な支援につながりにくくなることが懸念されます。また、包括3職種の皆様の業務負担も大きくなっているものと考えます。

そこでお伺いします。

ケアプラン待ちの要支援者への対応について。

ケアマネジャーが不足している状況下であって、認定が下りた後、ケアプランが作成される前に、すぐに介護サービスを必要としている要支援者の方がサービスを使えるよう、サービス提供を可能にする方策について、本市としてはどのように考えているかお伺いします。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 要支援者の方が、ケアプランの作成前に介護予防サービスを希望している場合には、民間企業の家事援助や自治会の集いの場などケアプランを作成しなくても同様の支援を受けることが可能となっております。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） ただいまの御答弁では、そのような支援につないでいくとのことでしたが、実際には区によって対応や支援体制にばらつきが見受けられます。

必要な支援を必要な方へ確実につなげることができるよう、どの区においても同様の対応が図られるよう、取組の充実と運用の統一をお願いいたします。

ただ、介護予防のケアプランの待機者対策としましては、ケアプランを作成する職員を増員して対応することが、1番大きな解決策となると考えており、そのため、あんしんケアセンターでは、包括3職種の職員のほか、介護予防ケアプランを専門に作成するプランナーと呼ばれる職員を独自に配置しているセンターも多いと聞いております。しかしながら、プランナーの配置に当たり、介護予防のケアプラン作成に係る介護報酬のみでは賄うことができず、あんし

んケアセンターの受託法人が費用を負担、つまり赤字で対応しているとのことです。

このため、本市では、今年度からスタートした第2次実施計画において、このプランナーに対する支援を実施することとしており、速やかに計画事業の実施をお願いいたします。

さらに、必要な介護予防サービスを速やかに利用するため、介護予防ケアプランの作成を行うことができるのは、あんしんケアセンターと委託を受けたケアマネ事業所であり、また令和6年度の介護保険法の改正により介護予防の指定を受ければ、あんしんケアセンターから委託を受けずとも、ケアマネ事業所が介護予防ケアプランを独自に作成することができると聞いております。

そこで伺います。

現在介護予防ケアプランを作成できる、指定を受けたケアマネ事業所はありますか。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 本年6月1日現在、指定を受けた事業所はございません。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） ケアマネ事業所が介護予防の指定を申請しない理由は、そもそも介護予防のケアプラン作成費用、つまり介護報酬額が安すぎるのが理由として挙げられます。

実際に川崎市では、介護予防支援業務の受託を促進するため、委託料に加え委託強化加算を設けるなど、居宅介護支援事業所が受託しやすい環境整備に取り組んでいます。委託を積極的に受け入れた事業所を評価する仕組みは、受託先不足の解消に一定の効果が期待できるものと考えます。

また、現在の状況を見ると、あんしんケアセンターごとの対応だけでは限界があり、市全体で待機者対策を進める司令塔機能が必要ではないかと考えます。各あんしんケアセンターを支援し、待機者の状況把握や区を越えた調整、困難事例への後方支援を担う基幹型あんしんケアセンターの設置を提案いたします。基幹型センターが中心となり、市全体で待機者の管理や支援体制の調整を行うことで、中央区や稲毛区など待機者が集中している地域への重点的な支援も可能になると考えます。

そこで伺います。

基幹型のあんしんケアセンター設置について。

私が令和7年第1回定例会でもお聞きしておりますが、本市では区のあんしんケアセンター支援担当職員が担っているとのことでしたが、改めて、基幹型として設置する、お考えはあるのでしょうか

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 基幹型のあんしんケアセンターを設置することは検討しておりますが、各区役所に保健師等のあんしんケアセンター支援担当職員を配置し、関係機関との調整業務や困難事例などをセンター職員とともに対応しており、引き続き、支援に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） ただいまの御答弁では支援担当職員を配置しているとのことですが、現場では困難事例が増加し対応が追いついていないとの声を伺っています。今後の高齢化の進展を見据え、各あんしんケアセンターを支援し、区を越えた調整や困難事例への対応を担う基幹型あんしんケアセンターの設置を要望いたします。

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

また、ケアプラン作成を待つ間にも、身体状況や生活環境によっては、早急の支援が必要な方がいらっしゃいます。

千葉市では、要介護認定の結果を待たずにサービス利用が必要な場合、暫定ケアプランにより支援を受けられる仕組みがありますが、ケアマネジャー不足等により、その制度につながることで自体が難しいケースもあります。

そこで、ケアマネジャーへの支援についてお伺いします。

高齢化の進展に伴い、要介護者、要支援者は増加しており、ケアマネジャーの役割はますます重要になっています。一方で、複雑化、複合化する相談への対応などにより業務負担は増大しており、現場からは、ケアマネジャーに依頼しても半年待ちとの声も聞かれます。また、業務量に対して処遇が十分とは言えず、人材不足が深刻化しています。このままではサービス提供体制の維持が難しくなることも懸念されるため、業務負担の軽減や処遇改善、人材確保に向けた取組の強化が必要であると考えます。

そこで、本市としてケアマネジャーの業務負担軽減や処遇改善、人材の確保に向けた具体的な取組について、どのように進めていくお考えなのかお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 今月から実施された介護報酬改定においては、ケアマネジャーの処遇改善やICTの活用による業務負担の軽減などを目的とした加算が導入されたところ です。

本市では、制度の周知を行うとともに、希望する事業所に対してアドバイザーを派遣し、加算の取得を支援しております。

また、主任ケアマネジャー資格の取得費用を助成するなど、引き続き介護人材の確保に取り組むとともに、介護報酬の改善を国に要望してまいります。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） ただ今の御答弁でもあったとおり、今月より、初めてあんしんケアセンターやケアマネ事業所などに対して、処遇改善の加算が認められるようになったことは、一定の評価をいたしますが、国などの資料を見ますと、これはケアプランの作成などに係る総単位数に2.1%の加算率を掛け合わせた金額であり、月平均で、約1万円前後の増加にしかありません。そのため、現場からは、まだまだ介護予防支援の報酬が低く、業務負担に見合わないため、委託を受ける事業所が限られているという声も聞かれております。市としても引き続き、介護報酬の増額について国に要望することはもちろんのこと、先の川崎市の事例のように、市独自の支援策を実施していただきたいと思います。

次に、カスハラ対策についてお伺いいたします。

最後に今月、埼玉県川口市において、利用者宅に訪問したケアマネジャーが利用者の親族に殺害されるという大変痛ましい事件がありました。

今回の事件ではないですが、あんしんケアセンターの職員や、ケアマネジャーは利用者の家族から無理な要求や対応を求められる、いわゆるカスタマーハラスメントが起きていると聞いており、このような状況では、センター職員やケアマネジャーの業務に就こうとする人がいなくなってしまう、ケアマネジャー不足が加速化することが危惧されます。

介護の最前線で頑張っているあんしんケアセンターの職員及びケアマネジャーのカスハラ対策に対して、どのような対応をしていますかお伺いします。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 市民向けのパンフレットに、カスタマーハラスメントに該当する行為の例などを掲載し、適切なサービス利用に向けた周知啓発を行っております。

介護従事者に対しては、カスタマーハラスメントを受けた際の対応や、メンタルヘルスなどに関する研修を実施しております。

また、昨年度、あんしんケアセンターに対する実態調査を実施し、約6割の職員がハラスメントを受けたとの結果が明らかになったことから、今年度新たに、センター職員向け研修を実施する予定としております。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） ただいまの御答弁を伺い、カスタマーハラスメントに対する市の取組を理解いたしましたが、介護保険制度になくってはならないケアマネジャーやあんしんケアセンター職員が安心して働ける環境づくりが不可欠であると改めて感じました。

人材不足が深刻化する中、市民が安心して介護サービスを利用できるよう、処遇改善や業務負担軽減、カスハラ対策など、市独自の支援策などを含め、施策の充実についても積極的に検討していただくことを要望いたします。

次に外国人住民との共生について質問いたします。

近年、本市においても外国人住民は年々増加しており、地域社会や職場、学校など、様々な場面で共に生活することが日常の風景となっております。

私自身、地域で日本語学習支援のボランティア活動に携わるとともに、外国人住民の皆さんから生活上の相談を受ける機会があります。その中では、日本の生活ルールや制度について十分な情報が伝わらないことによる不安や戸惑いの声を伺うこともあります。

外国人住民の皆さんは、本市の地域経済や地域社会を支える大切な存在であり、多様な文化や価値観に触れることは、地域の活性化や新たな魅力の創出にもつながるものと考えております。

一方で、言語や生活習慣の違いから、地域の皆様が戸惑いを感じたり、生活ルールへの理解が十分に行き届かないことによって、地域の中で小さな行き違いが生じることもあります。そのため、外国人住民の皆さんに地域のルールや習慣を丁寧に伝えること、日本人住民との相互理解を深め、お互いを尊重しながら安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが大切であると考えております。

そのためには、外国人住民への支援の充実とともに、地域全体で理解を深め、支え合う環境を整えていくことが重要であります。

そこで、外国人住民の地域社会への適応について質問します。

市は、外国人住民との共生社会を実現するために、本年3月、外国人との共生社会実現に向けたアクションプランを策定されました。

近年、私の自宅周辺においても外国人住民の方々が増えてきておりますが、その一方で、ごみの分別や収集日など、日本の生活ルールが一部の外国人住民に十分に理解されていないために、地域で戸惑いやトラブルが生じているケースも見受けられます。

例えば、指定のごみ袋が使用されていなかったり、資源ごみや不燃ごみが混在したまま排出されていることもあり、私自身も、ごみ収集日に違反ごみの片づけを行うことがあります。

今回のアクションプランでは、特に、本市に転入して間もない外国人住民への初期対応、す

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

なわち、外国人住民が日本の生活や地域のルールへの理解を促し、日本の生活になれ親しむことに重点を置かれたとのことですが、その狙いと、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 転入当初は、ごみの出し方をはじめとする地域特有の生活ルールや生活習慣を十分に知らないことにより、地域においてトラブル等が生じるケースが見受けられます。

このため、本市では、外国人住民が転入後のできるだけ早い段階から生活ルールやマナーについて理解を深めることが重要であると考え、転入初期の外国人住民の地域社会への適応促進を重点施策に位置づけたところです。

今後は、区役所での転入手続時における生活ガイドブックの配布に加え、UR都市機構や大学、日本語学校、外国人を雇用する企業等と連携し、入居時や就学、就労時などの機会を捉えた生活オリエンテーションの実施などにより、生活ルールやマナーに関する情報を効果的に届けることで、外国人住民が早期に地域社会になじむことができるよう、適応の促進に取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） 次に、外国人住民への生活ルールの周知については、転入時の案内だけではなく、実際に地域で生活を始める段階で、繰り返し丁寧に伝えていくことが重要であると考えます。特に、ごみ出しや騒音、自治会活動、防災訓練など、地域で暮らしていく上で必要なルールや慣習については、一度の説明だけでは十分に理解することが難しい場合もあります。

そこでお伺いします。

市として、外国人住民が地域社会に円滑に適応できるよう、地域住民や町内自治会とも連携しながら、継続的に生活ルールを学べる仕組みづくりをどのように進めていくのかお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 外国人住民が地域社会の一員として円滑に生活していくためには、地域での生活を通じて継続的に生活ルールや生活習慣への理解を深める機会を確保していくことが重要であると認識しております。

このため、本市では、町内自治会などと連携し、ごみ出しや交通ルール、防災など、地域で生活する上で必要な知識を学ぶことができる機会の充実を図ってまいります。

また、コミュニティ通訳・翻訳サポーターを活用しながら、言語面での不安の軽減や情報の理解促進を図るとともに、防災訓練や地域活動への参加などを通じて、地域住民との接点づくりを進めてまいります。

これらの取組を通じて、外国人住民の地域社会への適応を促進し、日本人住民と外国人住民のいずれもが安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） 御答弁ありがとうございます。仙台市、神戸市、北九州市では、外国人住民に向けた多言語によるごみ分別、ごみ出しルール動画を作成し、分かりやすい情報発信に取り組んでいます。



千葉市においても、外国人住民の増加を踏まえ、多言語動画や、やさしい日本語を活用した情報発信をさらに充実させることで、ごみ出しルール理解促進と生活環境の向上につながるものと考えます。

外国人住民が日本の生活ルールや地域の慣習を理解し、地域社会の一員として安心して暮らしていくことは、外国人住民の自立を支えるだけでなく、日本人住民との相互理解の促進や地域トラブルの未然防止にもつながります。

そのため、生活に必要な情報を確実に届けるための多言語化や、やさしい日本語の活用を進めるとともに、外国人住民と地域住民が交流し、互いの文化や価値観への理解を深められる環境づくりを推進していただきたいと思います。また、生活相談や困り事に対応できる相談体制を充実させ、必要な支援へ円滑につなげる仕組みの強化も重要です。

今後も、外国人との共生社会実現に向けたアクションプランに基づき、日本人住民と外国人住民が互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向けて、積極的に取り組まれることを要望します。

次に、地域日本語教育の推進について、外国人住民が地域に円滑に定着するためには、日本語の習得が欠かせません。一方で、地域の日本語教室の多くは、ボランティアの方々の支えによって運営されておりますが、近年は担い手の高齢化や人材不足が進んでおり、持続的な運営が課題となっております。

そこで、伺います。

本市は、本年3月に、第2次千葉市地域日本語教育推進計画を策定されましたが、日本語教育を持続可能な体制としていくために、今後どのような施策を検討されているのかお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 外国人住民が地域社会になじんでいくためには、日本語の学習機会を安定的に提供していくことが必要ですが、地域日本語教室はボランティアの方々によって支えられており、担い手の高齢化や人材不足が課題となっております。

国においては、登録日本語教員制度や認定日本語教育機関制度が創設され、日本語教育の質の向上に向けた取組が進められておりますが、地域で生活するために必要な日本語を学ぶ生活分野については、現時点において認定を受けた日本語教育機関がなく、実態として自治体や地域のボランティアが日本語学習の機会を支えている状況にあります。

このため、第2次千葉市地域日本語教育推進計画では、日本語学習機会の提供に加え、人材育成と活躍の場の確保を重点項目として掲げており、具体的には、日本人と外国人の橋渡し役となる、つなぎでの育成や、日本語学習支援者向けの研修を実施するとともに、大学や日本語学校等との連携を進め、地域日本語教育を支える人材の確保を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） 次に、地域日本語教育を持続可能なものとしていくためには、新たな担い手を確保するだけでなく、活動に参加しやすい環境づくりや、継続的に関わることができる仕組みづくりが重要であると考えます。

特に、大学生など若い世代の参加は、外国人児童生徒にとって年齢の近い身近な存在となることから、学習支援だけでなく、地域への定着や孤立防止にも大きな効果が期待されます。

そこで伺います。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

今後は市として、大学や教育機関等とどのように連携し、若い世代が地域日本語教育に継続的に参加できる体制づくりを進めていくのかお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 地域日本語教育を持続的に推進していくためには、新たな担い手の確保に加え、若い世代が継続して活動へ参加できる環境整備が重要でございます。

そこで、本市では、主に教員や日本語教師を目指す大学生を中心に、千葉市国際交流協会が開催する日本語クラスや地域日本語教室の支援者としての参加を促す仕組みづくりについて、市内大学と協議を進めてまいります。

検討に当たっては、活動を通じて学生自身の学びや成長にもつながるよう、大学や受け入れ団体との調整を図りながら、学生が参加しやすい環境の整備に努め、持続可能な体制づくりを進めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員。

○18番（三井美和香君） 御答弁ありがとうございます。

地域日本語教育を持続可能なものとしていくためには、行政やボランティアだけに依存するのではなく、大学、企業、地域団体など、多様な主体が連携し合いながら支える仕組みづくりが重要であると考えます。

特に、教員や日本語教師を目指す大学生が、地域日本語教室や学校現場において実践的な経験を積むことができる仕組みを構築することは、人材育成と支援体制の強化の両面から大きな効果が期待されます。また、外国人住民にとっても、年齢の近い若い世代との交流は、日本語学習の促進に加え、地域とのつながりを生み出し、孤立防止にも資するものと考えます。

今後は、大学等と連携し、地域日本語教育や外国人児童生徒支援への参加について、インターンシップや地域貢献活動、単位認定などと結びつけた仕組みの構築を検討していただくことを要望します。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 三井美和香議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。39番・小松崎文嘉議員。

〔39番・小松崎文嘉君 登壇、拍手〕

○39番（小松崎文嘉君） 自由民主党千葉市議会議員団の小松崎でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

軽装で大変失礼いたします。ルール通りなのでよろしくお願いします。

今回、質問は7問つくってあります。7問のうち、大項目では4つということになりますが、最初は、地域団体からの申請事務についてお伺いしたいと思います。

地域には主要5団体ということで、自治会、老人会、それから育成委員会、社協、そしてスポーツ振興会とあります。これらの申請事務というのは結構大変で、毎年補助金をもらうのに、総会資料をつくった上に、また新たな資料をつくるということがあるので、ちょっとそれについてお伺いしたいと思います。

町内自治会の世帯数や老人クラブの会員数に応じた補助制度等について、市はどのように名簿の提出を求めているのか、お聞きしたいと思います。

2つ目、青少年育成委員会補助金とスポーツ振興会の負担金の事業実績報告書申請事務において、会計上の年度繰越を認めているのかお伺いしたいと思います。

次は、出先機関での住民の手続についてお伺いします。

先日、私の支援者の方が、御主人がお亡くなりになって区役所で並んでいたら、いつまでたっても順番が来なくて、そうしたら知り合いの方から声をかけられて、お悔やみだったら市民センターでもできますよと言われたそうなのですね。市民センターに行ったら、すごくよくできたということで、ぜひこういうことは知れた方がいいよ、小松崎さんと言われたので、ちょっと今回お聞きさせていただきます。

お悔やみコーナーは市民センターで完結することができるのでしょうかお伺いします。

続きまして、また、いろんな地域団体が公園清掃などを請け負っております。これらの申請も、やっぱり結局、お年寄りの皆さんはなかなか行くとなると大変なんですね。郵便で送れと言われてもなかなか送れないんですけれども、その前に行ってみようと皆さん思うのですが、公園の占用使用、グラウンドゴルフだったり、そういう感じですかね。

清掃の報償金の申請についてどのように行っているのか、お聞かせください。

続きまして、今度は、企業立地と人口増加について。

これにつきましては、先程来いろんな議員さんが、今回、100万人に近づいたのではないかと。我が自民党会派では、もう20年以上にわたって、こんなの無理でしょうと言われながらも、人口100万人を目指すを書いてきまして、やっとこう時を経たという感じになってきたのですけれども、これについて企業立地も役に立っているのかなと私は思っております。それについてお伺いしたいと思います。

企業立地の状況についてお聞かせください。

そして、企業立地が人口動態に及ぼす影響についてどのように捉えているかお聞かせいただきたいと思います。

最後、ごみの収集について。

これは直前に三井議員が質問されておりましたが、我々も別に自民党が排外的な団体というわけではなくて、これは、コンビニエンスストアで働いている外国人の方がたくさんいますよね。当初は駅の前だけだったんですけど、最近、私のような郊外のコンビニエンスストアでも外国人の方を見かけることが多くなりまして、果たしてこの議場に座っていらっしゃる50人の方の中で何人がコンビニエンスストアで務まるかという、非常に難しい問題だと思います。物の廃棄、それから、何でしたっけ、宅急便の受付。それからPOSを使っているいろんなものを全部廃棄したり、それから多少の力仕事もありますし、礼儀もある。やっぱり最近のコンビニの店員さんって礼儀もちゃんとしているし、日本の習慣に順応されている方が多いと思います。そういう方にはぜひいていただいて、日本にいないければ日本の国は回らないと思います。一方で、やはり不法行為を行って、こういう方たちには厳正に法務省に対処していただいて、国外に出ていただくということは大事だと思います。

こういったことの中で考えた中で、やはり国内で生活して日本と共存していこうという方には、ごみの分別方法の周知がどのようになっていくのか、しっかりお知らせいただきたいと思います。ここにこういうものがありますけれども、ちょっとなかなか見づらいなと思いながらですね。

あとは、質問席に入ってお話しさせていただきたいと思います。次の質問につきましては、質問席で行わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。市民局長。

令和8年第2回定例会会議録第6号（6月18日）

○市民局長（市倉秀子君） 初めに、地域団体からの申請事務についてお答えします。

まず、町内自治会や老人クラブの補助制度等に係る名簿の提出についてですが、町内自治会については、各町内自治会から報告された世帯数に応じた行政事務委託料を算出するため、また、老人クラブについては、会員数に応じた補助金を算出するため、それぞれ任意様式での名簿提出をお願いしているところです。

次に、補助金等の実績報告における会計上の年度繰越についてですが、本市から各団体へ交付する補助金や負担金については、会計年度ごとに交付するものであり、翌年度への繰越は認めておりません。

最後に、出先機関での手続についてのうち、所管についてお答えします。

御逝去の際の手続についてですが、おくやみコーナーで取り扱う約40種類の手続のうち、介護保険や高齢福祉、障害福祉などの手続については、区役所での手続が必要になりますが、住民異動の届出や国民健康保険に関する各種手続、国民年金、後期高齢者医療に関する手続の一部など、多くの方が対象となる手続については、市民センターでも対応が可能となっています。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 出先機関での手続についてのうち、所管についてお答えします。

公園に関する占用等の各種申請や清掃協力団体の報償金申請の受付についてですが、公園に関する各種手続の申請は、各公園の維持管理を所管する公園緑地事務所へ直接お持ちいただくほか、郵送、ファックス、電子メールでも受け付けております。

また、清掃協力団体が報償金の交付を受けるに当たり必要な作業実施報告書も、各団体から公園緑地事務所宛てに、郵送や電子メール等の様々な方法で送付いただいております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 企業立地と人口増加についてお答えします。

まず、企業立地の状況ですが、企業立地促進事業における過去5年間の事業計画認定件数は、令和3年度が33件、4年度が40件、5年度が41件、6年度が46件、昨年度が33件となっており、堅調に推移しております。

これは、本市職員による年間2,000回を超える企業への訪問活動を通じ、良好な関係を構築することで、各企業の状況に応じた支援内容をきめ細やかに提案するとともに、実際に市内に企業が進出する際には、様々なニーズに対しワンストップかつスピード感をもって対応していることなどが評価されているものと考えております。

また、オフィスビル合同内覧会などの機会を通じて、本市の立地優位性や補助制度等を積極的に御案内することで、金融機関や仲介事業者などを含め、多くの企業に本市へ関心をもっていただき、実際の立地へとつながる成果を生んでいるものと考えております。

今後も、本市において事業活動を行うことの魅力を十分に伝えとともに、企業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に捉え、支援制度をより効率的・効果的なものとしながら、引き続き企業誘致と市内への定着促進を図ってまいります。

最後に、企業立地が人口動態に及ぼす影響についてですが、現在、本市の人口は年々増加しており、令和8年6月1日現在の推計人口は、99万8,289人となっています。特に、首都圏の政令指定都市の中で、子育て世帯を含む全ての世代において転入者が転出者を上回る、転入超

過の状況にあるのは、昨年は本市のみとなっています。

働く場があるということは、人口の社会増を生み出します。企業立地により雇用の場を確保、創出することで、本市への転居や定着が図られ、人口増加に寄与しているものと捉えており、令和6年度までに企業立地促進事業を活用した企業による雇用効果は、昨年12月末時点で約2万5,000人に達し、このうち市民雇用は約1万2,000人となっております。

今後も、本市の優位性である職住近接のライフスタイルが実現できるまちなどを前面に出し、企業立地による雇用の創出に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） ごみの収集についてお答えします。

外国人へのごみの分別方法の周知についてですが、母国でごみを分別する習慣のない外国人にも、分別排出の目的や必要性、基本的なルールを理解してもらえるよう、やさしい日本語やピクトグラムを用いた外国人市民向けのリーフレットを作成し、区役所等での転入手続の際に外国人に配布しております。

このリーフレットには、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語及びスペイン語の6種類の外国語に対応した、家庭ごみと資源物の出し方一覧表にアクセスできる二次元コードを掲載しており、御自身の言語に応じてごみの出し方を確認することができます。

また、家庭ごみに関する問い合わせにAIがいつでも会話形式で回答する、家庭ごみチャットボットについても、今年度から同様に6か国語に対応しております。

このほか、大学や企業等が主催する、留学生向けのオリエンテーションや技能実習生向けの生活ガイダンスの場に本市職員が出向き、ごみ分別の啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 小松崎文嘉議員。

○39番（小松崎文嘉君） まず、地域団体の申請事務のことについてですけれども、所管課への報告等は、総会資料を作成している団体では、それを活用することによって負担軽減を図るべきだと思っております。任意様式で出していただいて、受け取っていただけるということは素晴らしいことだと思います。各自治会は、世帯ごとの名簿は全体名簿を作っている場合が多いです。その際には、不必要な部分を消去・裁断した、例えばA4の紙があつて右半分をバサッと切ったものを出していただいてもいいんじゃないかなと思います。その際には、不必要な部分の消したA4のないものでも認定してもらいたいなと思います。老人会では、前年度の名簿のコピーに変更箇所を追記する形でもよいとして、書類作成負担の軽減をすべきということで、よろしくお願い申し上げます。もちろん、補助金申請の表紙、表の紙っていうのは当然必要ですね、その報告書のほかに、補助金申請書っていうのを自署するか、印鑑を押さなきゃいけないそれは必要ですけれども、それ以外のものはやっていただければと思います。

また、いずれのケースでも、報告書に総会資料を寄せるか、総会資料の提出で報告書に代えられるように、要件を整理・緩和して皆さんに周知していただきたいと思います。これから、ちょうど総会のシーズンなんですよ。ですから、これから自治会や老人会が総会資料をつくれます。そういったことを、できれば周知して、ここまで入っていればOKですよということを教えてあげていただきたいと思います。そろそろ準備が始まっている、終わっちゃっているんですけど、来年度に対しては、こういうふうにしていくということができれば、次年度か

らの申請の際にはできると思います。

そして、また、繰越のことについてですけれども、もちろん市から払われる補助金は繰越ができないこと、自治会等から捻出した財源で成り立っている場合については繰り越せるということは、こちらでは理解しています。ただ、あまり繰越額が大きくなって不正会計ということになってしまっては困るので、それについては理解をしているところではあります。しかしながら、コロナ禍で行事が止まってしまっている場合が多いです。例えば育成委員会、それから各自治会でもいろんな事業が止まっています。なかなか再開するというのは難しいですね。予算があります、いろんな会というのは。予算に対して経常経費の支出、そして会報だけ出しておけばいいというような団体だったら、もう、これは組織の意味がないわけですよ。これは、もともと育成委員会だったら子供たちの育成に要する、自治会だったら自治会の繁栄をさせる、それから社会福祉協議会だったら福祉を前進させる、それからスポーツ振興だったら体を動かすためにこういうことをやっていく、そういった前提があるわけでございます。老人会についても、当然、福祉として元気を保ってもらうための、そういった意味では、新たな事業が見通せないというのは、繰越がないとなかなか難しいところがありますので、繰越がないと、新しい事業が行えないということは、やりがいがないということで、役員のなり手がいないという事につながっているという問題がだんだん始まってくと思います。こういうことがないよう、しっかり対応していただければありがたいなと思います。

また、出先機関での手続についてですけれども、幾つかの特別な事情がない場合は可能ということが分かりました。これは素晴らしいことだと思います。区役所が混雑する、特に3月、4月というのは転入転出の時期ですので、市民センターでも、特別な事情がなければ手続は可能だと、もっと周知すべきだと思います。あとは、3つぐらい要件がありましたけど、1つぐらいは、そのうち、やっていけるように、区役所じゃなくて市民センターでもできるように、やっていけるようにすればいいのかなと思います。

また、日本の政府がこれだけの年月をかけて対策しても、少子化というのは止まりません。人口減少に伴い、今後さらなるバスの減便というのは、緩和することはできても、止めることはできないと私は感じています。そうした意味では、市民の暮らしに身近な手続を行っている市民センターというのは、行政窓口として大きな役割を果たしていることから、バスの減便等も踏まえると、今後も市民センターの縮小や削減などはしないようにしてくださいということを、はっきりと表明して、強く要望しておきますのでよろしくお願いします。

次に、公園の申請については、ファックスで申請して問題ないですよとはっきり伝え、手続全般で、補助金申請は、自署であれば押印は不要で、郵送で全く問題ないということであれば、初年度に郵便封筒でもつくっておけば、入れて行うことができると思います。

企業立地のほうですけれども、職員の努力により非常に企業立地が進んでいていいと思います。ニーズに対するワンストップとスピード感というのはすごく重要です。変化を捉え、誘致と定着を目指すとなりました。やはり、目指すことは大事ですよ。企業の進出意欲は、令和に入ってから株価とともに上がり続けている。これはもう当然、株価が上がれば、その空いたお金については投資しようということになります。しかし、数年後に株価も落ち着き、企業投資意欲も落ち着く可能性があります。そうすると、企業のやはり進出意欲というのは下がると思います。今のデータセンターだとか物流倉庫っていうのが、今の段階でどんどんできていますけれども、だんだんニーズが減ってきてしまうのではないかと、そうすると、今、空いている

土地というのは、草か雑草が伸びてきてしまって困っちゃうなというようなことになりますので、今のうちにできることはやる。今、契約したものについては、何十年もニーズはあると思うんですけども、つくるといふ行為があと数年でとどまってしまう可能性が高いと思っております。

そこで、スピード感を持ち、約これから5年間ぐらいが勝負じゃないかなと私は感じています。最近、千葉北インターの周りでも、物流倉庫ばかりできて、お前のせいだということを私が怒られたりもしますけれども、やっぱり空家が減っていますし、住宅もできてきたというか住民も増えてきた、それはそういった部分があるのかなと思います。

そこで、千葉北インター付近や、また拡張された51号線、拡張部分、ここも最近、できるようになったんですね、建築できる。こちらの開発要件というのは、緩和していただければありがたいなと思います。また、高田インターや鎌取インターの付近も、千葉市が工場用地を誘致して、誘致を主導しています。その辺もやっぱりもっと緩和しないと、今後、この5年間に耐えられるのかなと思いますので、改正してから2年経ちますので、そろそろ考えていただきたいと思います。

また、その際には、答弁にあった職住近接ということを千葉市のほうでは表明しているそうですので、法人住民税の増収のためにも、大企業だけでなく地元企業も開発に関与できるようになれば、税源も増えますので、そちらについても要望しておきます。

駅近辺と市役所、区役所の発展は、人口っていうのは増えて当然だと思います。その他の郊外の発展や人口増に注力し、人口100万人は、まさにもう先ほど言うのと千何百人ですかね、目前ですけども、できるだけ100万人を突破した後、これを守ることが大事だと思います。企業誘致と関連施策というのはすごく必要だなと思っております。

最後に、ごみの収集について。

私のほうでこのようなものを色々見せましたけれども、最初、支援者の方からこちらとこちらだけ見せてもらったんですね。そうしたら、これではちょっと表ばかりで分からないなと思って、そうしたら、これがありますよということで安心しました。

中には、最近、インドネシアの方とか、最近、カンボジアとか、そういった方たちが、来なくなって、日本の価値が低い、賃金が安いということで、インドネシアの方とかいろんな方が増えています。かといって、これを全部印刷して作ってくれというようなことは、私は申し上げるつもりはありません。ですが、日本人でも解明が困難なスプレー缶、不燃物、電池等は、リサイクルの意義を深めるためにも、図解付きのチラシというのを、やっぱり6か国語の住民の他にもつくるということ。例えば、そこの国の方にボランティアとして協力してもらって、図解はここですけど、ここに打ち込んでくださいよと、打ち込んでくれる人もいると思うんですよ。こういう方に入ってもらって、転入窓口等での配布や電子での通知、郵送を検討していращやるということです。

また、ごみステーションに、例えばこういうQRコードのプレートを貼って、そこを見てくれということになると、大体こういうのはおかしい話ですよ。問題は現場で起きるんですね。ごみステーションで押し問答が始まります。ですから、こういう白いプレート、安いやつにQRコードをつけて、ほら見ろということで見てもらえば、揉め事にもならないんじゃないかと思います。こういったことを検討していただきたいと思います。

また、これはごみの話だけではなく、学校等でもそうですけれども、やっぱり外国人の方が

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和 8 年第 2 回定例会会議録第 6 号（6 月 18 日）

増えてきているんですけども、翻訳機を準備していただければありがたいと思います。最近、私の知り合いの方が、とあるホテルのごみ庫で働いているそうです。そこでいろんな方が、職員の方がごみ捨てに来るそうです。いろんな方は、言葉が違うんですね。そこには、ホテルなので W i - F i が入っているので、商品名を言っちゃうとあれですね、翻訳機があるので、W i - F i が飛んでいるから、翻訳機であんた喋れと言ったら、文句を言ってくるんですけども、こちらでこうですよということで、その母国語に対してこういう回答をすると、分かり合うと。なお、あなた方は、例えばこれがベトナム人の方とベトナム人の方で、あなたたちは国を代表してこちらに来ているんだからね、やはりベトナム人としてこういうふうにちゃんとやってくれと我々も尊敬できるというようなこととお話しすると、非常に分かり合えて、最近はちゃんと捨ててくれるということだそうです。こういったことのやり取りを踏まえても、そういった対策も考えていただければと思います。

以上、いろいろなことを要望したりして、失礼いたしました。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 小松崎文嘉議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午後 1 時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午 後 3 時 51 分 散 会

---



地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

千葉県議会議長

松 坂 吉 則

千葉県議会議員

麻 生 紀 雄

千葉県議会議員

段 木 和 彦